

砥 部 町 議 会  
令 和 3 年 第 3 回 定 例 会  
会 議 録

# 令和3年第3回砥部町議会定例会（第1日） 会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |  |  |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和3年9月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                          |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                          |  |  |
| 開 会                                                              | 令和3年9月9日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                          |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美            2 番 日野恵司            3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫            5 番 柿本 正            6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博            8 番 小西昌博            9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司            11 番 大平弘子            12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之            14 番 中島博志            15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                   |                          |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長            佐川秀紀            副町長            岡田洋志<br>教育長          大江章吾          総務課長          門田敬三<br>企画政策課長   伊達定真          商工観光課長      高橋 桂<br>戸籍税務課長   門田 巧          保険健康課長      篠原万喜枝<br>介護福祉課長   松下寛志          子育て支援課長    田中弘樹<br>建設課長        門田 作          農林課長          池田晃一<br>生活環境課長   小中 学          上下水道課長      藤田泰宏<br>会計管理者      富岡 修          広田支所長        町田忠彦<br>学校教育課長   田邊敏之          社会教育課長      山本勝彦 |                          |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 議会事務局長 堀潤一郎<br>庶務係長 東山泰久 |  |  |
| 会 議 録 署 名<br>議 員 の 指 名                                           | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。<br>9 番 佐々木隆雄            10 番 松崎浩司                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                          |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |  |  |

令和3年第3回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

令和3年第3回砥部町議会定例会

令和3年9月9日（木）

午前9時30分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、令和3年第3回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和3年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、残暑厳しい折、また、公私ともに、何かとお忙しい中、町政運営に関わる重要案件をご審議賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。現在県内は、松山市を中心に、新型コロナウイルス感染症の第5波に直面しておりますが、同市と生活圏をひとつにする本町におきましても、職場内クラスターの発生など、8月の陽性確認は35名にのぼり、感染事例が多発しております。夏季休業期間を終え、学校では進学期を迎えておりますが、子どもたちに対し、校内での活動に限らず、校外での生活においても、最大限の注意を呼びかけるとともに、さらに徹底した感染症対策に万全を期してまいります。さて今年の夏は、東京で57年ぶりにオリンピック・パラリンピックが開催されました。当初の予定より1年延期されたものの、感染拡大が進む中での開催には賛否両論ありましたが、連日の選手たちの活躍を見るにつけ、コロナ禍の閉塞感を束の間忘れ、胸のすく思いをなされた方も多かったのではないのでしょうか。私自身、選手たちを応援しながら、活躍する選手の姿に鼓舞され、感動とともに、難局に立ち向かう力を得たような感じをしております。ほとんどの競技で無観客になっておるにも係わらず、最高のパフォーマンスを披露した全てのアスリートに対し、敬意と感謝を表したいと思います。国政に目を向けますと、今月末には、自民党総裁選が、来月には衆議院の任期満了を控え、大きな転換期を迎える中で、9月3日に菅総理が総裁選不出馬とともに辞任を発表をされました。約1年前、安倍総理の辞任を受け、首相に就任されて以降、一貫して新型コロナへの対策に最優先で取り組む姿勢を示されておりましたが、緊急事態宣言の最中に、辞任表明に至った心中はいかほどのものであったかと拝察をいたします。未曾有の困難となった新型コロナウイルス感染症の対応について、政権与党は新たな体制で国民の審判を受けることとなりますが、どのような結果になろうとも、国民に寄り添い、終息に向けた歩みを力強く進めていただきたいと思います。それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。財政に関する報告が2件、教育委員会点検評価に関する報告が1件、条例制定、改正に関する議案が3件、補正予算に関する議案が4件、令和2年度会計の決算認定が10件、人権擁護委員の推薦に係る諮問が1件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番佐々木隆雄君、10番松崎浩司君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る9月1日開催の議会運営委員会において、本日から17日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から17日までの9日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に監査委員より、7月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は9月17日の本会議でお願いします。以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和3年6月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りの行政報告をご覧ください。総務課。（1）6月7日から8月23日までの落札の状況でございます。入札件数47件、設計金額の総額10億6,323万2千円、落札総額9億745万円、落札率85.3%、内訳につきましてはご覧のとおりでございます。（2）6月6日、出水期中の円滑な水防活動に取り組むため、岩谷口プールで排水ポンプ車の操作訓練、砥部消防署及びひろた町民グラウンドで土のう作製等、砥部町消防団水防工法等訓練を実施し、消防団員の操作技術、水防技術の向上を図りました。参加団員数はご覧のとおりでございます。（3）6月8日、砥部町水防協議会を中央公民館で開催し、令和3年度砥部町水防計画案が承認されました。協議会后、県、警察、消防の関係機関参加のもと、広田地区の土砂災害警戒区域のパトロールを行い、危険箇所の情報共有に努めました。（4）7月16日から19日にかけて、西日

本の広い範囲で大雨となり、土砂災害の危険が高まったことから、7月18日、広田地区に警戒レベル4の避難指示を発令し、避難所を開設しました。主な状況はご覧のとおりでございます。2ページをお願いします。保健健康課。9月7日集計時点の新型コロナワクチン接種実績で、接種人数、接種率等はご覧のとおりでございます。建設課。主要工事の進捗状況、令和2年度からの繰越分、①町道田ノ浦川井線、道路災害復旧工事ほか21件、全体進捗率70%、②北川毛角谷水路、災害復旧工事ほか10件、全体進捗率20%、上下水道課。主要工事の進捗状況、公共下水道事業関係、面整備、令和2年度からの繰越分、①高尾田区70の1工区、7月16日完成。②高尾田区71の1工区及び③高尾田区71の2工区、8月26日完成。令和3年度現年分、①高尾田区70の2工区、進捗率10%、②高尾田区72工区、③高尾田区74の1工区、④高尾田区74の2工区、いずれも進捗率5%、⑤高尾田区マンホールポンプ設置工事、進捗率10%。3ページをお願いします。水道事業関係、令和2年度からの繰越分、①第6配水池築造成工事、進捗率80%、②第6配水池場内配管工事、進捗率70%。令和3年度現年分、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その35、進捗率40%、②公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その36、進捗率50%、③第6配水池築造工事、④第6配水池電気計装工事、⑤第6配水池総配水管布設替工事、いずれも進捗率5%。社会教育課。8月12日、中央公民館講堂において、松山市で採火された聖火が訪問する東京2020パラリンピック聖火フェスティバル、砥部町聖火ビジットを開催し、聖火ランタンの展示とともに、障がい者スポーツ用具の展示やパラリンピック関係映像の上映を行いました。以上で報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（西岡利昌） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。マスクをかけたままという事で、個人的には非常に息苦しく感じておりますが、3点準備いたしました。通告表のまず2番の所から町長にお伺いしたいと思っております。18歳までの医療費無料化の実施についてでございます。過去何回か取り上げておりますが、今回また改めて以下のような事も含めて、町長のご所見をお伺いしたいという事で準備いたしました。18歳までの医療費無料化について、県内では鬼北町が既に実施しており、今年10月からは新居浜市、それから内子町でも実施をされるというふうな予定になってるようでございます。こうした流れは、今後さらに進むものではないかというふうに思われることから、本町でも早期に実施してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。続いて、1番目と3番目、コロナ関係に移ってまいります。新

型コロナウイルスの全国的な感染爆発の中、子どもの感染が急増しております。厚生労働省がまとめた新型コロナ感染症の国内発生動向速報値によれば、10代以下の感染者数は7月20日までの1週間で3,450人だったのが、8月17日までの1週間では2万2,960人と6倍以上に増えました。厚生労働省の専門家組織「アドバイザリーボード」は東京の感染状況について、高齢者とともに10代以下の感染者数が増加傾向にあると分析しており、8月20日に開かれた東京都のモニタリング会議でも、新規陽性者数のうち10代以下の割合が上昇したと指摘し、若年層の感染拡大に警戒を呼びかけています。また、東京都における濃厚接触者の感染経路で最も多いのは同居する人からの感染ですが、10代以下は同居に次いで学校などの施設が多くなっており、専門家からは幼稚園、保育園、部活動、大学の学生寮などでの感染事例が多数報告されているとして、家庭内感染を防ぐ対策とともに帰省や旅行の自粛、部活動や学校行事を含む学校生活、学習塾などでの感染防止策の徹底を強調しております。文部科学省では、各教育委員会等に宛てて8月20日付で新型コロナウイルスの感染症対策の徹底を呼び掛ける事務連絡を発出し、萩生田大臣も会見で、これまで大学や高校に配布してきた抗原検査の簡易キットを小中学校にも配布する方針や、国の優先接種の対象となっていない教職員のワクチン接種について、各自治体に協力を求めることなどを言及しております。このような状況を踏まえ、本町の小中学校等における新学期に向けた対策について、教育長のご所見をお伺いいたします。3問目は、コロナ禍における図書館の活用方法についてお尋ねします。県内でのまん延防止等重点措置適用を受け、本町でも公共施設は原則休館となり、図書館も同様に休館となっております。外出自粛の願いはもちろん重要ですが、ステイホームを応援し外出自粛を促す観点から、図書の利用を呼び掛けてはいかがでしょうか。と言っても、予約方法とか貸出方法について、何らかの工夫することが必要かと思いますが、そういうことで対応できないでしょうか。教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。新学期における新型コロナ感染症対策についてのご質問とコロナ禍における図書館の活用方法と合わせ、私の答弁のあと、教育長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。18歳までの医療費無料化の実施についてのご質問ですが、これまでに何度か答弁させていただきましたとおり、病気に対する抵抗力の高い高校生世代は、一人当たりの医療費負担額も低いことから、今すぐ着手する考えはございません。しかしながら、18歳までの医療費無料化は、本町における安心な子育て環境の充実に繋がるものであり、佐々木隆雄議員ご指摘のとおり、県内においても実施する市町が増加していることを踏まえ、近隣市町の動向を注視しつつ、子育て支援や定住促進施策と併せ、適切な時期に検討を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。私からの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。はじめに、新学期における新型コロナ感染症対策についてのご質問でございますが、感染力の強い変異株の流行により、本町におきましても新型コロナウイルスの感染者数が増加しており、その

影響は少なからずも本町の児童生徒へも及んでいるところでございます。まん延防止等重点措置区域に指定されている松山市と生活圏を同じくする本町は、これまで以上に感染防止対策に留意する必要がある、現在は、中学校部活動の原則禁止や身体接触や大きな声での発声など、感染リスクの高い授業や活動の自粛、又は延期、実施する場合は、時間短縮や規模を縮小し、家庭においても、少しでも体調不良が認められる場合は、登校を見合わせ、直ちに受診するようお願いをしているところでございます。先月末には、山村留学センターの児童が県外から帰ってまいりました。対象の児童とそして付き添いの保護者に対しましては、事前にPCR検査キットを送付いたしまして、安全を確認した上での受け入れを行っております。ご質問にあった学校等への抗原検査簡易キット配布につきましては、本町に割り当てられた90回分を、9月上旬に配布するよう要望したところでございますが、今回の検査キットは、教職員が出勤後に体調に異変をきたした場合など、緊急的に使用することを想定したものとっております。児童・生徒の登校後の体調不良につきましては、保護者に連絡をとり、速やかに医療機関を受診させることが原則であり、そのような対策をとれない特別な事情がある場合に限り使用できることとなっております。また、教職員へのワクチン接種につきましては、個別接種にキャンセルが出た場合の補充者として、教職員を登録し、優先的にワクチン接種を実施してまいりました。今後の学校運営につきましては、文部科学省は、一律に臨時休業を求めるものではなく、地域の実情に応じた感染防止策の徹底を図った上での活動を求めているところであり、今後の感染状況を見極めながら適切に学校活動を行ってまいりたいと思います。次に、コロナ禍における図書館の活用方法についてでございます。ステイホームを応援し外出自粛を促す観点から、予約や貸出方法について工夫することで図書の利用を呼び掛けてはどうかというご提案でございますけれども、今は何より人流を抑えて新型コロナウイルス感染症を抑え込むことが最優先課題でありますので、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、図書館の休館にご理解とご協力をいただきたいと思います。しかしながら、このような非常事態におきましても住民サービスを滞らせないことが重要でありますので、今新しい図書館の貸出し方法として、電子図書館を検討しているところでございます。蔵書の選定等の課題もありますが、コロナ禍での新しいサービスとしても図書館の情報化に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） まず、町長に重ねてお尋ねしたいと思います。だんだんと高校生になってあんまり医療費の負担はないだろうというふうなことは、前回も前々回もお答えいただいたと思います。ただ、やっぱりだんだんとそういう傾向が出てきてるので、近隣市町の動向も見極めながら検討をいたしたいというふうな答弁でございました。私が知っている範囲では、この内子町は5月の1日現在18歳未満が約2千人ぐらいで、予算として220万円計上したというふうなことを聞いております。新居浜市は、下期というふうな事で概算ですが3千万円ぐらいを予算化したというふうな事は聞いております。砥部町では以前聞いた時にもいくらだったかちょっと私は今の時点で覚えておりませんが、概算でどれくらいだった



か、まずその数字を紹介いただけませんか。

○議長（西岡利昌） 篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 佐々木隆雄議員さんの質問にお答えさせていただきます。本町におきましては、令和3年9月現在で町内の高校生が564名というふうな対象者数となっております。国民医療費のもとに試算しまして、平成30年度の最新のデータでございますけれども、その国民医療費を元に対象者数を掛けまして試算したところでは、1,400万円ほどの一部負担金が必要になるというふうに計算がされております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 564人の1,400万というふうな概算での数字が出ております。全国の知事会や全国の市長会が、少子化対策の抜本強化などを訴えて、国が全国一律の子どもの医療費助成制度を作るように、再三、提起をしているようでございます。しかし国は全く逆で、小学生以上の窓口無料化を行う自治体へのペナルティを課するというふうな事を続けているんだと思うんですけど、これは現在も間違いないでしょうか。町長ご存知でしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 具体的には聞いておりませんが、国はやはり各自治体にそういったところで制度がちゃんとあるわけですから、その独自で無料化とかする場合には余裕があるという事で交付税とかに影響を与えるというふうな指導だというふうに思っておりますので、国から見ればそうだろうというふうに思います。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 過去もいろんなことでですね、医療保険の関係やら国保の関係での議論の中で、国のペナルティの話はよく出てきたと思いますが、全国の知事会でもこれについてペナルティを課すようなことをやめてほしいというふうなことをずっと言っているようでございます。何分、国の制度ですから、砥部町で単独でというふうな事にはなりません、こういう全国の知事会や、また市長会でも要望もしてるようですので、ぜひ佐川町長もですね、いろんな場で国の方にこういうふうな事をやめてほしいというふうな声が出されてるというふうな事を伝えていただければと思います。あとちょっと参考になろうかと思って読み上げさせていただきます。全国保険医団体連合会という所が調べた少し前のデータなんですけども、同年齢の時間外とか、夜間の受診件数が全国でかなり前ですが、06年度で72万件あったそうです。それが17年度には52.8万件まで減少してると。もちろん子どもの数がどうだとかいうふうな事までは触れておりませんが、間違いなく減ってますというふうなことですね。それはそういった助成制度が充実することで子どもが早めに受診できるようになって、病気の重症化が防止された結果と考えられるというふうな事を言っているようです。このような事も含めて、やはりいくら高校生になって元気だと言いましても、なんかあった場合には、重症化することに繋がらないように早期に対応できるような仕組みとして、18歳までの医療費無料化、できる限り早い時期に砥部町でも導入していただきたいというふうに思います。1点目のコロナ関係に返らせていただきます。私が冒頭読み上げました中で、実

際にデータをもう少し見てみたんですけども、あくまで東京都でございますので、本当に参考でしかないと思いますけども、東京都の年代別新規陽性者、これも古いですが16日までの1週間のうち最も割合が高いのが20代で30.8%、10歳未満と10代を合わせた割合が7月12日までの11.1%から14.3%までに上がったというふうな事もこのレポートの中に書いてあったそうです。あと、このアドバイザリーボードは、高校に限定した分散登校などの奨励を明記するだとか、無症状感染者の発見に不可欠なPCR検査については、これは実は言及はしていないというふうなことでございます。さて、そういうふうな20日付の後、25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更の事務連絡というのが各都道府県を通じて教育委員会の方に入ってるかと思えます。高等学校に加え、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある小学校4年生以上の児童生徒を対象とした抗原簡易キットの活用について検討を進めており、具体的な対応については、決まり次第連絡しますというふうにあります。先ほどの教育長の答弁では、90検体が準備できておるといふふうなことで言われたんですが、これは具体的には県の教育委員会の方から通達というふうな事であったのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えさせていただきます。これにつきましては、各自治体、すでに割り当てというものがございまして、その中でどれぐらい必要かというような調査がございました。砥部町につきましては、90回分という事でございますが、その上限いっぱい要望をしております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 8月25日付の通達で、もう1つこういう項目がありました。地方公共団体の大規模接種会場を活用し、希望する教職員のワクチン接種が進むよう取り組むというふうな表現がありました。先ほどの教育長の話の中では、こういう大型接種会場なりを活用しての接種というふうな事ではないようでございますが、県の方からはどのような連絡がきてるのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えさせていただきます。大規模接種に関しましては、現在のところ砥部町の方にはそういった通知っていうのはきておりません。また、私が把握してないかもしれませんが、そのような状況でございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 砥部町の方には県の方から特に連絡はないという事でよろしいわけですね。わかりました。あと、これも具体的な連絡等があるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが、小学校や中学校の教職員が、政府が行うモニタリング検査の対象となると。具体的な対応が決まり次第お知らせしますというふうなのがやはり通達の中にあります。特に何か連絡があったのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

教職員の方のモニタリング検査につきましては、周知等については特にうちの方では把握はしておらない状況ですが、先ほど教育長の答弁でございました、教職員の方へのですね、町の個別接種にキャンセルが出た場合の優先的にワクチンを接種する。そういう体制を整えておりました。その結果というか、9月1日現在の状況でございますが、登録しておった小中学校の先生方、78名中25名が接種をされております。中学校につきましては、31名登録者中2名の方が接種をさせていただいております。砥部町の場合はそういう状況でございますのでご了承していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 文部科学省からの通達については、私も20日、25日、さらには27日付も出されてるようなんですが、27日付はもう緊急事態宣言対象地域等というふうなことで限定されておりましたんで、これについてはもう省略をいたしますが、かなり文科省の方ですね、こまめにいろんな通達も出されているようです。あくまでも通達ですし、言わねばならないということではないかと思いますが、やはり子ども、児童生徒の教育が疎かにならないように、そういった観点からいろんな通達が出されてるというふうな事でございまして、当然この砥部町の教育委員会もそういったことに十分留意をして、いろんな手も打っていただいているかと思えます。特に先生、児童生徒の接種については様々な意見もあって進みにくい部分もあるかと思いますが、先生方、それから保護者の方の協力や同意も得ながら慎重にかつ、大胆に進めていっていただくように要望して、質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君の質問を終わります。7番佐々木公博君。

○7番（佐々木公博） 失礼いたします。7番佐々木公博でございます。議長の許可をいただきましたので、今回2問質問をさせていただきます。まず、第1ですけれども、大規模災害発生時の対策についてでございます。この質問に入る前にですね、熱海市での土石流、また7月、8月の大雨、自然災害等により亡くなられた方、被災された方にお悔やみとお見舞いを心より申し上げます。それでは質問に入らせていただきます。近年、世界中で熱波による山林火災や洪水など異常気象による自然災害が発生しております。日本におきましても本年7月3日静岡県熱海市で発生した大規模土石流により、約130棟が流され23名の方が死亡されています。この死亡者数については、今も増えている状況であると新聞に載っております。また本年8月の記録的大雨により、九州・広島を中心に河川の氾濫や橋の崩落により多くの集落が孤立、また、緊急安全確保による避難情報により多くの方が避難をされています。本町におきましても、今後、予想を超える大規模災害が発生する事も想定されています。令和3年3月の砥部町災害時受援計画では、15の事業者と災害時における物資や車両等の提供を受ける協定を締結されています。今回のような線状降水帯が愛媛県に停滞した場合、県全域が被災し本町におきましても橋の崩落、土石流などにより多くの住民の方が孤立し、町内に指定されております避難所へ避難できない住民の方々へ、特に水・食糧など生活に最低限必要な物資が供給できない可能性も想定されています。災害の防止及び発生時の対策として、以下の2点について町長のご所見をお伺いいたします。1つ目、町内に大規模盛土造成地はあるのかどうか。②孤立住民への物資の供給方法は。2問目でございます。人口減少

対策でございます。これにつきましては、令和3年第1回定例会におきまして、日野議員より人口減少対策について一般質問がございましたが、あえて同様の質問をさせていただきます。第2次砥部町総合計画において、本町の人口は2015年の21,844人が2025年には人口19,882名に減少する見込みとなっております。広報とべによりますと、本年7月1日現在で9,379世帯、20,548人となっております人口減少と少子高齢化が進んでおります。本年6月16日の愛媛新聞では、2020年度の県内への移住者は2,460人となっておりますが、県下20市内の内、本町への移住者は3名と最下位となっていることが新聞に記載されておりました。令和3年度の当初予算では、移住対策事業費として532万5千円が計上され、PR活動や移住者が行う住宅の改修費用の一部補助等に取り組むようになっていきます。耕作放棄地を整理して農業従事者の受け入れ、また、空き家を利用して子育て世代への住居の無償斡旋などにより、移住者へ砥部町に住みたいと思われる魅力ある町づくりが必要だと思われそうですが、町長のご所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木公博議員のご質問にお答えします。はじめに、7月3日、静岡県熱海市で発生した大規模土石流をはじめ、全国各地で記録的大雨の影響により、土砂災害や浸水等で亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。さて、大規模災害発生時の対応についてのご質問ですが、まず、1点目の町内における大規模盛土造成地につきましては、さかえ団地、天神の大南ニュータウン、砥部工業団地の3か所がございます。いずれも、谷や沢を埋め立てて作られた谷埋め型で、盛土面積が3,000㎡以上の造成地になりますが、今回の土石流の発生を受け、ただちに職員による点検を実施し、のり面や擁壁等に異常が無いことを確認いたしました。また、来年度、国の宅地耐震化推進事業を活用し、造成地の安全性を把握するための調査を行う予定であり、町民の住環境の安全・安心を守るために努めてまいりたいと考えております。2点目の孤立住民への物資の供給方法につきましては、町では、平時から各家庭で7日間程度の最低限の生活を確保できる緊急物資の備蓄など、災害に対する備えをお願いしているところでございます。しかしながら、孤立状態が長期に継続する恐れがある場合や住民の命に係わる状況が確認された場合には、県の防災ヘリや自衛隊への派遣要請など、物資の運搬や孤立住民の救出に対応してまいります。いずれにいたしましても、本町におきましては、そのような状況が発生する前に避難情報を発信し、町民の皆様方に早めの避難行動をお願いすることで、災害時の孤立化を未然に防ぐ取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。次に、人口減少対策についてのご質問ですが、人口減少対策につきましては、令和元年度に策定した砥部町人口ビジョンにおいて、2060年の目標人口を15,000人に掲げ、子育て世代のモデルタウン、選ばれるベッドタウン、住みつづけたいアートタウンの実現に向けて取り組んでいるところでございます。その中において、新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークなどの新たな生活様式を生み出し、若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきております。本町においても、これを契機に、オンライン移住相談や県の移住サイトと連携するなどデジタル技術を活用した情報発信を強化するとともに、就農希望者や子育て

て環境など、多様化する移住者のニーズに近い物件を数多く紹介できるよう、現在4件しかない空き家バンクの登録物件数の増加に努めてまいりたいと考えております。なお、農業従事者の受け入れにつきましては、農協と連携しながら、耕作可能な農地又は自ら整地していただく農地の紹介を原則として斡旋する体制を整えておりますので、ご理解をいただければと思います。また、愛媛新聞で公表された昨年度の本町における移住者の人数ですが、昨年度、県外から本町に転入して来られた約120世帯のうち、移住アンケートに回答いただいた9世帯のうちの3人を報告したものであり、厳密な人数の把握は出来ておりませんので、ご理解をいただければというふうに思います。以上で、佐々木公博議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木公博君。

○7番（佐々木公博） ありがとうございます。まず、最初の土石流の関係でございますけれども、砥部町はですね、山を削った造成が多いのかなと思いましたが、3件あるということでございました。熱海市の土石流が発生した後に、職員の方々についてですね、現地調査をしていただいたという事ですけれども、来年も予算が出て調査する予定と町長の答弁がございました。やはりですね、土石流、大規模になりますと、当然その一帯が被災されますので、令和4年度の調査につきましても、しっかりとやっていただいたらというふうに思います。そのあと、被災地の関係でございますけれども、砥部町災害時受援計画の中にですね、15の業者を締結しておるというふうに私申し上げましたけれども、内容を見てみますと、愛媛県LPガス協会、ガスの供給、また、えひめ中央農協におきましては、食料品、日用品等の物資、ガソリン等々の燃料供給、あと、避難所の設営であるとかの為に必要なところを15の業者と締結しておるというふうなのが記載されております。やはりこれにつきましては、公助の関係でですね、避難所を中心に物資の供給が行われるというふうに考えております。現在15以外の事業所とですね、締結予定という情報をお聞きしたんですけれども、この15以外の業者と締結予定、あるのかないのか。どこらへんまで進んでおるのか。もしあればお答えいただければと思います。

○議長（西岡利昌） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 佐々木公博議員さんのご質問にお答えをいたします。現在協定を進めている中には、キッチンカーによる食事の提供であったり、墓石、石碑等倒れた物を移動したりだとか、そういった関係で4件のご相談をいただいております。協定につきましては、やはり公助でできないところもございますので、そういった民間のご協力等につきましては、積極的に受け入れて活用してまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木公博君。

○7番（佐々木公博） ありがとうございます。キッチンカーの情報につきましては、私もちょっとお話を聞かせていただいて、これは大変いいことだというふうに思いました。特に温い食糧が提供できるという事で、早急な締結をお願いしたいというふうに思っております。しかしその中でですね、町長の答弁の中にありました非常時の食糧については、7日間

程度、各家庭で非常用として備蓄してほしいというようなことがございましたけれども、やはりライフラインが止まった時、特に水と電気ですね。これにつきまして、水につきましては多分役場であるとか、避難所に自衛隊もしくはですね、企業の方が水が供給できる装置を設置して住民の方に取りに来てもらうと。電気につきましても、もし止まった時にですね、今1番情報が収集できるのがスマートフォンだと思います。これが充電できないと全く情報収集はできないといった中で、非常用電源につきましても避難所には多分そのような装置があると思うんですけれども、やはり自宅、避難しない方につきましては、非常用電源も必要になってくよいかと思います。その中でですね、砥部町独自の共助、みんなが助け合うよといった中でですね、事業者また個人を募りですね、うちには水がありますよと。極端に言いますと、飲料水には使用できないけれども、井戸水があると。それにより洗濯ができる。また電気につきましても非常用発電があるとか。個人が持っておる自家発電、これを緊急時に提供していただけるような、そういう事業者、個人とですね、砥部町独自の公共制度を締結してですね、そういう事業所、個人の方にはですね、非常時にはこういうことが提供できますというシールなり、なんかを作ってですね、目の見えるところに貼っていただく。そういう所には何らかの補助、発電機が傷んだ時には2分の1補助しますとか、水についても同じように何らかの補助ができるというふうにですね、やはり行政だけではできない部分についてですね、個人、事業所とですね、締結してはどうかというふうに思いますけれども、こちら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ご指摘のように災害につきましては、今言われておるのが自助、共助、公助という事でございますけれども、自助につきましては、まず自分の命を守るという事が1番大事でございますし、やはり先ほどのご質問の中にもありましたように、共助というのは1番大事なところだというふうに思っておりますし、その事業所のいろんな物資についても共助にあたると思いますが、先ほども総務課長の方からも答弁しましたように、提携ができる所はしっかりと提携を結んでいきたいというふうに思っておりますが、今、自主防災組織も十分できておりますので、地域の中でそういう所の把握、例えば電気の設備を持っておる人がどれぐらいおいでというふうな事がもし災害があった折には地域の中でもうすぐそれができるというふうな事を、そういったところで災害っていうのは防いでいかなければならないというふうにも思っておりますので、私どもが地域の方と事業所と協定を結んで、公がここにこうあるからこうだというふうなことではなくって、地域の方がやはりそれを把握しておる、その近所にそういう電気を持っておる人がそれをすぐ使ってこうするというふうな事がやはり災害には1番大事な事ではないかというふうにも思っておりますので、そのあたり十分私どもができること、自分たちでできること、いろんなところで災害については対応していかなければならないというふうに思っておりますので、議員さん質問がありましたような提携ができる所はしっかりと提携をして、そういうふうに提携をしておりますと、事業所としても提供しやすいという部分もありますので、そういったところは多面的に検討してしっかりと災害に備えたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 佐々木公博君。

○7番（佐々木公博） どうもありがとうございました。町独自の締結についてはですね、進んでやっていただけるという事と、先ほど私が申しました水、電気については、自主防災組織の中で、情報把握をしておったらいいんじゃないかということでございます。私も防災士の資格を持っておりますけれども、その中にですね、防災士の人の役割というふうな中で、地域については高齢者の把握であるとか、水路、危険な箇所との把握というふうな事は研修で受けたんですけれども、この電気、また水道についてはですね、そういう研修を受けてなかったものですから、もし今後ですね、防災士が集まる機会があればですね、各地区ごとにこういう事も把握しておいた方がいいですよというふうなご助言なりをしていただきたらというふうに思います。災害関係、最後になりますけれども、最終確認でございます。冒頭の行政報告の中に記載されておりましたが、本年度、被災状況現地確認のためにですね、ドローンを購入されたと思います。7月、8月にですね、なかったと思いますけれども、ドローンの活用があったのかなかったのか、その1点だけ最後にお伺いしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 佐々木公博議員さんのご質問にお答えいたします。今年の5月31日にですね、災害現場の職員が災害査定に使う被災写真を取りに行きよるわけなんです、平成30年、令和2年と大災害がありまして、あまりにも現場が危険だという事で、今年度の5月にドローンを購入させていただいております。6・7・8、3カ月ちょっとではございますが、その災害現場に使った例はないんですが、今、復旧工事をしとる現場の打ち合わせなどでドローンは使わせていただきました。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木公博君。

○7番（佐々木公博） どうもありがとうございました。極力ですね、ドローンにつきましては使わない方がいいのかなというふうに思いますけれども、今後ですね、また9月、10月と台風シーズンになります。万が一にですね、職員の方が入れない現場が出た時にですね、ドローンを有効に活用できるよう、これからですね、操作方法であるとか、十分勉強していただきたらと思います。第2質問に移ります。人口減少問題でございますけれども、町長の答弁にありました3名という数字がですね、アンケート調査によるものでありまして、実際には120世帯が転入されたというふうにお伺いしました。9月発行のですね、広報とべにおきましても、8月1日現在で前月比人口プラス16人というようなことで、人口が増加しておるといふような数字が出ておりました。なかなかですね、移住者という定義が難しく、アンケート調査だけでは不明な点もあるわけなんですけれども、やはり砥部町、松山市の近郊であり、自然災害の少ない大変住みやすい砥部町だと思っております。耕作放棄地につきましても町長の答弁にありましており、農協と提携しておるといふようなこともお聞きしましたし、今後もですね、去年、今年とコロナ禍の関係でなかなか情報提供も難しいようです、相談もしにくいようではございますけれども、やはり今、情報発信が1番大事になってこようかと思います。インターネットを通してですね、砥部町の魅力をより十分発揮していただいて、2060年度の目標1万5千人を切ることの無いよう今後も努力していただい

たらというように思いますので、よろしくお願いを申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木公博君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前 10 時 45 分の予定です。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。1 番高橋久美君。

○1 番（高橋久美） 議長の許可をいただきましたので、2 点の質問をさせていただきます。

1 点目は、介護する子ども「ヤングケアラー」への支援についてです。病気や障がい、精神的な問題を抱える家族の介護や世話をしている 18 歳未満の子どもや若者であるヤングケアラーへの支援のあり方が問われています。精神疾患などがあるひとり親の看病、買い物や料理・洗濯などの家事、幼い兄弟の世話、祖父母の見守りや入浴、トイレの介助など多岐にわたるケアをしながら学校に通うケースが報告されています。当事者という自覚がない子どもが大半だと推測され、表面化しにくいことから、友人関係が希薄になり孤立して、学業や進路に影響を及ぼしています。今後、少子晩婚化が進み、ヤングケアラーの一層の増加が懸念され、負担を抱える子どもへのサポートが必要です。厚生労働省・文部科学省共同によるプロジェクトチームの報告では、社会的認知度向上のため、2022 年から 2024 年度を集中取組期間として、中高生の認知度 5 割を目指していますが、国の調査では中学生の約 17 人に 1 人が世話をする家族がいるとしております。そこで、以下の 4 点について本町での取組状況を町長にお伺いいたします。現状で把握している事例はないか。また、本町における実態調査はできているか。相談があった場合、どのような体制で問題解決を図るのか。相談窓口に SNS を活用してはどうか。2 点目でございます。陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ場の整備についてです。陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ場は、天然芝で子どもから高齢者までファミリースポーツとして、手軽に楽しめる場となっています。地球温暖化により、年間を通して日差しの強い日も多く、コロナ対策で密を避ける意味でも、現状の東屋一つでは休憩する場所が足りないのではないかと。また、下にあるトイレまでの坂道が大変であるという意見も聞いております。健康長寿のため、町民が安心して利用できる施設として、下記について整備する考えはないか教育長のご所見をお伺いします。東屋の増設。屋外トイレ及び手洗い場の設置。危険な階段の改修。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えします。はじめに、介護する子ども「ヤングケアラー」への支援についてのご質問ですが、今年 1 月に厚生労働省から全市町の要保護児童対策地域協議会に向けて、ヤングケアラーの認知度、把握児童の有無、支援体制について



てのアンケート調査が行われたことを機に、子育て支援課を中心に、関係する学校教育課、保険健康課、介護福祉課で相談事例をもとに把握に努めましたが、現時点では確認をされておられません。高橋議員ご指摘の国のプロジェクトチームの報告では、取り組むべき施策としてヤングケアラーの早期発見、支援策の推進、認知度向上が挙げられており、これを受け、県が市町と連携し、実態調査等の検討を進めると聞いております。本町におきましては、教育、子育て、福祉関係など相談者に応じた様々な窓口を有しておりますが、それぞれ連携しながら引き続き実態把握、認知度向上に努めるとともに、県・市町の検討がまとまり次第実態調査に着手することとしております。2点目の相談があった場合、どのような体制で問題解決を図るかでございますが、子どもたちからのＳＯＳは、小・中学校の先生に届くことが多く、支援が必要な親からの相談は子育て支援課や事業所を通して介護福祉課が受けることが想定されます。6月議会で質問いただきました断らない相談支援を含む包括的支援体制づくりでの答弁で申し上げましたように、関係各課の担当者や関係機関の専門家を招集するケース会議を開催して情報共有を図り、町としての支援方針を決定するなど、問題の解決につなげてまいります。3点目の相談窓口にＳＮＳを活用してはどうかのご質問ですが、ＳＮＳにつきましてはいくつかの種類があり、情報発信に向いている反面、セキュリティに問題があるものもあり、十分に検討する必要があります。情報通信技術は日々進化しておりますので、今後、県や国からの情報提供を活用しながら適切な方法を選択したいと考えております。なお、年度内に愛媛県が啓発パンフレットを作成し配布する予定と聞いておりますので、まずはそちらを利用させていただいて意識啓発を図りたいというふうに考えております。次に、陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ場の整備につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。陶街道ゆとり公園のグラウンドゴルフ場の整備についてのご質問でございますが、まず東屋の増設でございますが、現在の利用状況は1日当たりの利用件数が2件から3件で、利用人数に対して12名程度となっております。現在の高台のコースに1か所設置している東屋に加えて、樹木の影、また体育館で休憩することで十分対応できるものと思います。特に夏場の暑い時期や強い日差しを避けるのであれば、木陰の良質な影や屋内の体育館で休憩することが最適だと思いますので、現時点では東屋を増設することは考えてはございません。次に、屋外トイレ及び手洗い場の設置でございますが、高台にトイレを設置するには莫大な費用がかかります。汲み取り式の簡易トイレは不衛生でございますので、トイレの設置は現実的ではございません。スロープを降りた先にある屋外トイレや体育館のトイレを利用いただければと思います。最後に、危険な階段の改修でございますが、現況を確認したところ、一部経年劣化が見られるものの使用に危険が生じるような状態ではございませんでした。定期的に点検を行い、適宜修繕を行うなど今後も適正管理に努めてまいりたいと思います。以上で高橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君。

○1番（高橋久美） 答弁ありがとうございます。来年度には町内の小中学校において、

ヤングケアラーの実態調査、アンケート等になるかと思うんですが、されるという事なんですけれども、年度内に愛媛県が作成するパンフレットを使って啓発すると言われましたが、この実態調査なんです、子どもだけではなく親世代にもアンケートを行ってはどうでしょうか。双方向から見ることで家族の介護の認識の差、ヤングケアラーと親が認識していない場合もありますので、その違いがわかるのではないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） アンケートを実施する時点では、子どもという分ではなくって、ケアを受けておる方、また、そういったところの親の質問も適正だというふうに思いますので、その時点ではそういうふうに指示をいたします。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君。

○1番（高橋久美） その際、低学年の場合など、理解しやすいように記述式ではなく、選択式にするとか、主に学校で配布される場合が多いと思うんですけれども、家庭に発送する場合もあるかもしれませんが、アンケート用紙を封書にして、担当の課に直接返送するなど、配慮が必要ではないかと思われます。このようなアンケート調査の内容はどのように進めていくお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） 高橋議員の質問にお答えいたします。まだですね、アンケートの内容については詳細まではまだ決めておりません。ただですね、アンケートの内容等とか、設問、どうしてそういう設問したのかという意味を書いたようなものは資料としては入手しております。ただですね、これ県とか国の動向もこれからちょっと随時入ってきますので、そのあたりも踏まえまして、まずはですね、実態がどれぐらい把握できるかというのを最初のアンケートでは最優先として、実態を調査するという所をまず最初には進めていきたいなというふうには考えております。詳細については今後詰めていきたいと思っておりますので、こちらで回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君。

○1番（高橋久美） 実態が把握しやすい、また、本音が書きやすい内容になることを望んでおります。意識啓発の件なんです、実態把握のためにも学校だけではなくあらゆる世代の方にしてもらう必要があると思います。町としてどのような取り組みを考えておられますか。

○議長（西岡利昌） 田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） 高橋議員の質問にお答えいたします。現段階ではですね、この年度末ぐらいまでに県の方からポスター等ですね、こういったものの情報提供もあるかと思います。また、国の方からもですね、情報提供等があるのではないかと思いますので、国と県、このあたりの情報を見ながらですね、ポスターとかチラシとかこういったものを検討しながらですね、啓発には努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君。

○1番（高橋久美） 継続的な支援が必要なので、6月議会で質問させていただきましたと

おり、包括的な相談支援で早期発見、早期ケアをよろしくお願ひしたいと思ひます。また、資料の方でしたが、家庭訪問で実際に家庭を見ることで把握できる場合も多いとお聞ひします。今はコロナ禍でなかなか叶ひませんが、アフターコロナには先生以下、介護の職員さんやいろんな方、家庭を訪問する機会にもう一つ視野を広げていただひて、ヤングケアラーのもしあれば発見に努めていただきたいなと思ひております。続きまして、グラウンドゴルフ場の整備の答弁でございますが、令和2年度事業の砥部町教育委員会点検評価報告書には、グラウンドゴルフ場の利用者が2,763人、利用日数は243日とありました。確かにコロナ禍に加えて酷暑が続く夏場は、利用者が少ないと思ひます。高台にあるので、下のグラウンドを使ってグラウンドゴルフをするというのも一因かと思ひれます。トイレや手洗ひの厳しい状況は理解いたしましたが、休憩や強い日差しを避ける工夫はできるのではないのでしょうか。昨日ちょっと行ってみたんですけれども、奥の階段下に木陰がありますが、その奥にマムシ注意の看板があり、そこは危険です。体育館の利用は、中の入り口にネットがしてあり、靴のままでは上がれないので不便です。正面と横の玄関ホールも狭く、椅子もないので階段や地べたに直に座ることになり不衛生です。また、体育館利用者の邪魔になると思ひれます。グラウンドゴルフ場近くの良質な木陰を探してみたところ、体育館の横に少し空き地がありました。そこが的確かなと思ひれたのですが、下のトイレを利用した後、休憩できるように屋外用の椅子とテーブルを何点かその木陰に設置していただけないのでしょうか。そこは、ウォーキングや市民ランナーの方にも利用していただけると思ひますが、ご検討願ひませんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをさせていただきます。テーブルと椅子の設置ということでございますけれども、これにつきましては、検討をさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君。

○1番（高橋久美） ありがとうございます。市民の方も喜ばれると思ひます。また、施設の建設や整備は、今やユニバーサルデザインは当たり前となっております。限られた予算の中で維持管理しやすく、使い勝手の良いものを作るべきだと思ひます。後付けで作られた施設は、とにかく不便なものですが、そういう建設をする折、税金を無駄にせず、大切に使うためにも、利用者への事前のヒヤリングは実施されているのでしょうか。お伺ひいたします。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの高橋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。施設の改修等につきましては、現在管理をしております指定管理の方への要望等につきましても、協議を行ひまして、その状況を踏まえまして、施設の改修等について優先順位等を決めまして行っております。以上で高橋議員の答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君。

○1番（高橋久美） 優先順位があり、指定管理の業者と協議しながら進めているというのはわかるのですが、ここに町民の意見、使う方の意見などが入る余地があるのか。また、聞

くシステムのようなものが今あるのかという事をお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。担当課としまして、町民の要望、指定管理からの管理に対しての要望につきましては、担当課の方で調査をしまして、それを予算の方、当初予算、補正予算の方に計上してまいっております。それを踏まえまして、町としての予算については計上を行っております。以上で高橋議員のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君。

○1番（高橋久美） 今後ですが、そういう建設とか新しいものに取り組む場合、広報等で周知していただいて、より広い町民の意見を集約したものができるよう願っております。ご検討の方よろしく願いいたします。以上の事を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君の質問を終わります。2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） 2番日野恵司でございます。私のほうからは、2問の質問をさせていただいたと思います。まず、最初の1問目でございますが、入札金額及び表示の仕方についてのご質問でございます。この質問は、昨年の第1回の定例会あるいは第2回の定例会の中でも、佐々木隆雄議員、あるいは三谷議員のほうから同じ質問がされておる内容でございますが、私も初めて新人議員として、この見積り金額を見させていただいた時にですね、1番最初に思ったのは、なぜこのような金額になるのかと。普通、一般の人は全然わからんだろうなというのを、第一印象として持ったわけでございます。従いまして、私も、同様の質問になろうかとは思いますが、あえてご質問をさせていただいたと思います。砥部町が発注する公共工事等の入札に関して、町財政の効率的な運営を目指すためにも、公平公正さらには、透明性がなければならないと考えております。本町でも、このような原則を踏まえ、電子入札システムの導入、あるいは入札結果をホームページに掲載するなど、あらゆる努力をされておるようでございます。しかしながら、先ほど言いましたように、今日までの複数の入札において、1番目には同一入札金額の提示、あるいは入札後の公表される最低制限価格と同額の入札金額、3番目にはほぼ全業者が最低制限価格での入札金額など、このような入札金額は町民の方からしてみればですね、非常に不自然さを感じると思われます。なぜこのような金額になるのか。さらには、この入札金額が本町として最も透明性のある金額であるということを立証するためにも、ホームページ掲載等のそういう掲載時に、表示の仕方を少し検討されてはどうかというふうに思っておりますが、町長のご所見をお伺いしたいと、このように思っております。2問目の問題であります、中学校における部活動のあり方について。この部活動のあり方につきましては、平成25年、文科省のほうから、運動部活動の指導ガイドライン、あるいは平成30年には、スポーツ庁のほうで運動部活動のあり方に対する総合的なガイドライン、これを策定をしております。これらの指針を受けまして、本町でも、持続可能な部活動を目指して、砥部町立中学校における部活動の方針が出されて

おります。その中から何点かご質問をさせていただいたと思います。まず、1つには、ガイドラインの中に生徒のニーズを踏まえた部の設置や、あるいは地域などとの連携についてするというふうなことが書かれております。これまでどのような調査や連携がされてきたのか、お聞きしたいと思います。また、そのときにアンケート等が実施されておるようであれば、その中身についてもお示しいただいたらと思っております。2つ目ですが、教師の長時間労働の是正、生徒の教育力向上などを図るため、愛媛県でも、部活指導員配置促進事業というのが、2017年度から始まっておりますが、この制度を教職員の長時間労働の是正するために活用されてはどうかというふうに思いますが、これについてのご質問をしたらと思います。3番目ですが、これはもう私も、実は、競技団体の指導をしておる人間の1人として、いつも保護者の間との問題になってるのはですね、潜在的な保護者の方にはあります。部活動を、いわゆる中学校の部活動をする、あるいはしないと、このことによってですね、内申書と言われるものが影響するのかどうか。実際に小学校6年生の段階で、例えば、自分はその競技力等を中心に地域に残りたいと。こういうふうな子どもさんがですね、親御さんにしてみたら、そこに残ったら中学校の部活が出来ないんじゃないかと。だから、中学校の部活に残ったほうが内申書もいいんじゃないかという、そういう潜在的なですね、意見を持ってる御父兄の方がいらっしゃいます。そういうことからしてですね、この際、教育長のほうにお尋ねしたいのは、するしないによって、高校の進学する時にですね、いわゆる調査書というのが、中学3年生で学校の先生のほうから出る内容がございますが、その中にどういう形でですね、するしないと、こういったものが書かれとるのかというふうなものもあわせて、お聞きしたらと思います。最後の4番目として、入部したい活動がない場合、あるいは競技力を中心にして、地域のスポーツでやりたいというふうな子どもがですね、もしそういう子どもは特にみんな同じような条件なんですが、やはり学校の先生とか、あるいは同級生に、自分がやってることを認めてもらいたいという気持ちが非常に強いわけです。そういう子どももですね、本来であれば今までは中体連の新人大会もぼちぼちあると思いますが、中体連の新人大会あるいは総合体育大会、こういったところにはですね、参加出来てなかったですね。それは別に何といいますか、競技団体のほうで規制をしておると。学校としてはですね、中体連側としては、学校単位の大会参加ですから、砥部中学校におれば、出れる権利は十分あるわけです。それを競技団体の方が、いろんなその部活動の兼ね合いもあるので、顧問の先生との兼ね合いもあるので、停止しとったわけですね。それが今の段階になって、それがもう廃止されておりますので、地域で活動してるほうが、万が一例えば砥部中にそういう部活動がないと、そしたら砥部中におる子だけでチームを作って、新人戦あるいは中体連の大会にですね、出ることは可能ではなかろうかというふうに考えておりますが、それについて最後のご質問として教育長のほうからお伺いをしたいと思います。以上、2問ご質問をお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員のご質問にお答えします。はじめに入札金額及び表示の仕方についてのご質問ですが、前年度の議会において、佐々木隆雄議員、三谷議員にお答えした

とおり、町発注工事の入札につきましては、予定価格を事前に公表するとともに、最低制限価格の算定基準などを町のホームページで公表するなど、入札の透明性、競争性及び公平性の向上を図っております。また入札参加業者には金抜き設計書、数量計算書、図面など、入札価格算定に要する資料の閲覧が可能となっておりますので、各業者が公平な条件のもと、予定価格の範囲内で積算を行い、最低制限価格を予想し、応札額を決定しているものと考えております。入札の結果、事前公表している予定価格に近い形で、高止まりするのではなく、品質を確保する最低制限価格に近い価格での競争となっていることは、公正な執行がなされている証であると考えております。また同額の場合であっても、人為的操作の余地がない電子くじにて落札決定を行っているところであります。しかしながら、日野議員ご指摘のとおり、事後公表である最低制限価格と同額の応札者が複数いることは、一見すると住民に疑念を抱かせる面もあるかと思いますが、本町の入札制度について、丁寧な説明を努めるとともに、入札制度を住民の皆様方がわかっておれば、そういう矛盾はないんですけれども日野議員さんにおきまして、最初一見された折にそういうふうに感じたということでございますので、その制度がこうなっておるんだということを十分理解いただきますと、なるほどそういうふうなことになる場合があるんかということが理解できるというふうに思っておりますので、もし、住民の皆様方が、そういう疑念がありましたら今の入札制度はこうなるといふようなことも、丁寧に説明をしていただいたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。町といたしましても、この入札制度につきまして、丁寧な説明に努めますとともに、ホームページにつきましてもわかりやすい表示方法などで検討してまいりたいというふうに考えております。次に、中学校の部活動のあり方についてのご質問は、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 日野議員のご質問にお答えをさせていただきます。はじめに、中学校の部活動のあり方についてのご質問でございますが、学校における部活動につきましては、学習指導要領の中でも、生徒の実績、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとされております。こういったことから、部活動につきましては、生徒の学校が主体となり、活動してきたところでございますが、一部において、勝利至上主義から成る、過度な肉体的、精神的な負担が常態化してきたこと、また、顧問教諭の長時間労働など、課題が顕在化してきたことから、部活動の方針を策定し、持続可能な部活動のあり方を示してきたところでございます。ご質問の生徒のニーズを踏まえた部の設置や、地域などとの連携についてでございますが、生徒からの要望につきましては、年に一度実施しております学校評価のアンケートの中で、汲み取ることにより把握しておりますが、現在のところ部活動の新設に関する希望や地域との連携に関する要望は出ていないと聞いております。次に、部活動指導配置促進事業については、昨年度、砥部中学校から要望があったものの、人材確保が難しく、導入が出来ておりませんでした。外部指導者の活用は、教職員の負担軽減にもつながり、部活動の方針とも合致することから、今後拡充していく方向で、人材確保に取り組んでまいり

たいと考えております。次に、部活動への所属の有無や途中退部により、内申点に影響するのかがございますが、高校入試に係る書類の1つとして調査書というものがあり、この中で各教科の学習の記録や特別活動の記録、また、諸活動の記録など記入する項目があります。優秀な成績を収めた場合には、その内容についても記入することがございますが、この記載内容が入試にどの程度影響を及ぼすかは、入学を決定する高校側の判断となりますので、ここで答えすることは出来ません。最後に、地域スポーツ活動を行っている者が、中学校体育連盟の大会に参加できるよう活躍の場を広げることは出来ないかということでございますが、砥部中学校では、部活動以外の競技で、総体への出場を希望する生徒を把握するため、年度初めにアンケートを実施しており、今年度は、水泳と硬式テニスの個人競技で、中学校総体へ出場した経緯がございます。団体競技に関しましては、クラブチーム等、既に活動の場が地域にあり、当該チームの指導者の方針に沿って活躍しているものと思います。これらのチームが、中学校体育連盟等の大会に参加できるようにするためには、当該チームを砥部中学校の教育活動に組み込む必要がありますが、活動の方針のすり合わせや、指導者との連携が不十分な段階では認めておりません。学校現場における部活動は、他者への尊重や協働する精神、また、芸術文化等の楽しさや喜びを味わい、豊かな感性や創造力を育むなど、教育的意義が非常に大きいと考えておりますので、引き続き、部活動に対する支援に努めてまいりたいと考えております。以上で日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司君。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。まず1番目の入札金額の問題でございますが、町長が言われたようにですね、いろんな形で、ホームページにその算定の方式というのは載っております。例えば、最低制限価格であればですね、直接工事費の額の10分の9.7を乗じた額のそれをずっと、直接工事費とか、あるいは共通仮設費、現場管理費、一般管理費というふうなところで、全部足していって、それで100分の110を掛けた額、あるいはその分のですね、予定価格の10分の7に満たない場合には10分の7を、予定価格の10分の9を超える時には、その予定価格の10分の9の額とするというふうなことで、非常に細かくですね、この最低制限価格についても、分かるようになっております。私もこの質問をするに当たしまして、やっぱり勉強せないかなということで勉強させていただきまして、いろんな方にお聞きもしながらですね、していきますと、まず、こういう積算をする場合にですね、積算ソフトというのがあると。国交省とか、例えば愛媛県、こういった所がですね、労務単価とか、あるいは材料の単価表というのも県のホームページに載っとるわけですね。ということはそういう載ってる金額がですね、積算ソフトの中に入っていると。だから、業者はそういうソフトを持っとけばですね、もう数量は、設計書の中に書いとるわけですから、そこに金額をぼんぼんぼんぼん打っていけば、必然的に最後の金額はトータル的には、ほぼ似たような金額になるというふうなことのようでございます。従って、最初に質問した最低制限価格とですね、もう全く一緒の業者が、特に塗装関係が多いようでございますが、これは恐らくその高低が少ないんだと、いわゆるわかりやすいと、金額が。だから、もう全く、1円まではですね、ぴたっと合うというふうな形になるんだろうと。こういうふうなものはですね、予

測出来ます。ですから、そういう金額ですから、最低制限価格以下であれば失格になるわけですから、業者にしてみたらですね、もういっぱいいっぱいもうこれじゃないと恐らく落ちんだらうなというふうなことで、最低の金額、それもぴったしの金額を持ってくると。そうなりますと、電子くじ、先ほど町長が言われた電子くじになりますので、最初、三桁の暗号みたいなものを入れて、それで、電子くじで抽せんをしていくと。こういう形ですから、公平と言えば公平なのかなというふうな形はあります。ほかのですね、例えば、市町村、町村まではちょっとわかりにくいんですが、いわゆるその都道府県なり、あるいは政令都市、市、こういった所にですね、全国建設業協会が平成 30 年度にですね、調べた最低制限価格及び低入札価格調査基準等の運用状況についてというのがございますが、この中にですね、愛媛県は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会でちょっと長ったらしい協議会がありますが、この平成 29 年モデルを採用していると。その数字は先ほど言ったですね、0.97 掛ける、何やらかんやら掛けるといようなことになっとるわけですけど、その中で 1 つ、ご質問をしたいと思うんですが、ほかの市町なんか、市の場合なんかですとですね、予定価格が事前に公表する場合と事後に公表する場合と。これ変容してる場合の所の市町村があります。例えば、これはちょっと四国外の所ではあるんですが、山口市なんかはですね、事後公表ということで、高松市はですね、金額によって、事前と事後公表、それから徳島は事前ですね、松山も事前、高松市は事前と事後の併用と。最低制限価格の予定価格のほうですね、予定価格のほうがこういうふうになっとります。こうしますと、本町の場合は事前に公表してその中に設計書の中にその金額入っておりますが、多少なりともですね、これを事後にすることによって、その金額、少し不揃いが出てくるように感じるんですが、このあたり担当課長もしよければ、こういうのを採用してはどうかというふうに思うんですがどうでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず前段の質問は、日野議員さんが勉強したとおりでございます。この入札については事後公表、事前公表ということで、入札予定価格を事前公表にした結果、それは今いろんな所でされておりますけれども、入札をする場合に入札の予定価格を知りたいというようなところでいろんな問題が起きております。そういったところで、私どもいろんな自治体が検討したところが、もうそれであれば、事前にその予定価格を公表して、それに対して競争してもらったらいんじゃないかということで、私どもは事前公表をしております。それは、先ほど答弁でも申しましたように、そうすると、高止まりになるだろうと。もう予定価格を公表しとんですから、予定価格どおりすれば、高い金額で落札できるということです。ただ、私どもが答弁したように、砥部町では公平にされておるといのは、高止まりをしていないと。最低制限価格に近いところで応札をされておると。その積算については、先ほど日野議員さんがお勉強されたとおりで、今もうかなり公表しておりますから、そこが積算が出来ます。そこで、もう業者としては仕事をやりたい人はもう最低制限価格で入れておれば、もう抽せんになるかもわかりませんが、もし抽せんにあたれば取れるという業者の感覚でああいう結果になっとなであろうというふうに私どもは推測をしておるということでございまして、その辺りは、事前公表、事後公表いろんな両立をしておる各自



治体で、おそらく、事前公表してないのは、高止まりになるんじゃないかとかいろんな意味を勘案して、各自治体が決めておるといふうなことでございまして、私どもは砥部町はそういうふうにしておるといふことで、結果がそういう内容になっておるといふことでございまして、その辺りを住民の皆様方が十分理解をしていただければ、当然そういうことか、内容見たら、なかなかそういうことである意味で公平に出来とんだなというふうに、理解をしていただけるんじゃないかというふうに私どもは思っておりますので、ご理解をいただいたというふうに思います。

○議長（西岡利昌） 日野恵司君。

○2番（日野恵司） 今の内容で十分質問に対しての内容については理解が出来ましたので、ありがとうございました。もう1点、今度はですね、今、町がやってるその入札、一般競争入札と指名競争入札の2つございますが、愛媛県もですね、先ほど言いました、この全国建設業協会のこのアンケートの中でですね、総合評価方式というその入札の仕方がございます。これは、今までの一般競争入札の入札金額を入れるだけじゃなくてですね、それプラスアルファは、技術力のその提案書、こういうものを書類を提出してですね、それでもって総合的に点数を決めて評価すると。したがって、1番最低の金額だから落ちるというわけでもない。その提案書の中身がですね、非常に優れてる中身であれば、そちらの方の業者を選定するというふうな形の総合評価方式、これを愛媛県も採用してるようですが、これについての町としてのお考えはいかがお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今、ご質問されたとおりで、やっぱり総合評価方式っちゅうのは、やっぱり職種の内容によっては、やはり金額が低いだけではよくないという部分がありますから、その辺りでやっぱり提案型といいますか、それをしておるといふことで、私どもでは、ほかの工事以外ではそういう方式を使っておる場合がありますけれども、工事では大体一般競争入札でございまして。それと県あたりになると、県下全域を対象でございまして、私どもの場合は、例えば建築であるとかいうふうになると、工事をする業者がいらないという部分があってどうしても中予であつたりとか県下全域であつたりとか、広げなくてはならない部分がありますので、若干町内に業者がたくさんあればそれで十分競争ができるというふうなところもありますが、それが叶わない場合には、町外に広げるというこのようなことにもなりますし、金額によっては、やはり大手が参加をできるようなことにもなりますし、いろんなケースバイケースで私どもやっぱり小さい町でございまして、なかなか県とか国がやっておる方式どおりにはいかないというところもあるところをご理解いただいたらというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 申し忘れましたけれども、やはり総合評価の中とかいろんな意味で、やはり地元の業者というのは、災害があつたりとしたいろんな貢献度、県あたりも、今業者が道路の掃除をしたりとか、いろんなことをされてそれを評価して、地域に対する貢献度を入札の内容に盛り込んでおったりする部分がありますので、やはり皆様方もそうだと思うん

ですけれども、何かありますと災害でもあるとやっぱり地元の業者が1番いろんな意味で貢献をしていただけるというふうなこと、それはもう当然、評価をしてやるというのはもう国、県についても考え方が一緒だというふうに思っております。以上です。

○議長（西岡利昌） 日野恵司君。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。よく理解が出来たと私は思っております。最終的には、透明性のある入札制度というところが基本になっておりますので、例えばいろんなその制限価格にしても、設定するのも、その位置づけ、あるいはダンピング防止というふうなことの意味合いが非常に強いんだろうというふうに思いますので、最初にお願いしたその表示の仕方をもう少しわかりやすく、町民の方がですね、理解できるような内容にご検討をしていただけたらというふうには思います。2問目の中学校の部活動の問題でございます。文科省のほうがですね、平成23年度から休日の部活動を地域のほうに委託をする、あるいは民間団体に委託をすると。こういうふうなですね、さらには教員による指導というのですね、希望者のみとすると。今はどちらかというと、学校長がですね、教員の方集められて、何々部、誰それ誰それとするような感じでですね、しておりますが、本来こういう指示指令系というのは出来ないんですね。部活動はあくまでも任意なんですね。ですから、でも教師側にしてみたらなかなかその断り切れないと。これ断ったら、教師の査定に響くんじゃないかというふうなですね、いろんなことを思惑がありますから、なかなか出来ないんですけども、今、2023年には、そういうふうな休日に限って、地域あるいは民間団体のほうに移行しようというふうなことになっておるようですが、これは本町のほうはまだ検討段階には入っていないんじゃないかと思いますが、もし入ってるようなことがありましたら、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えさせていただきます。日野議員さんがおっしゃるようにまだ検討段階には入ってございません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司君。

○2番（日野恵司） もし、そういう内容がですね、県・国のほうからおりてきた場合に、ぜひ民間の所、あるいはそういう団体とですね、しっかりと話し合いを持っていただいて、問題解決を図っていただけたらというふうには考えております。2つ目の教師の長時間労働の問題でございますが、これもですね、去年の3月の定例会の中で、似たような質問があつてですね、教育長のほうが、現在のだから令和元年の11月ぐらいの1週間のデータだと言われておりましたが、教師の平均的な時間外労働の時間、これは4時間程度というふうなことで、答弁をされておった内容がございます。この部活指導員というのはですね、教師のそういった時間外労働を是正するために、国や県がですね、配置を考えているのは先ほどご答弁があつた内容でございますが、確かに言われるようにですね、内容が、いわゆるその学校の教員と同じようなレベルのものを要求されるということですし、いわゆるその引率なんかもですね、そういった部活指導員ができるという内容になっておりますので、非常にちょっと厳しい人材を集めること自体も非常に難しいような可能性があるかと。運用制度そのものを

見てもですね、有償なんですね、無償ではないんです。今の外部指導者みたいにですね、無償で自分の好きなときに例えば日曜日開いてるから指導に行こうとかいうふうなことじゃなくて、これはもう有償ですね、単価が1時間当たり1,600円。それを国3分の1、県3分の1、町3分の1というような形でですね、3者の間でその報酬金額分けてるというふうなことで、1名あたりがですね、年に210時間、1回2時間の週3日の35週ぐらいというふうなことで、ちゃんとこう決められておるんですね。ですから、きちっとしたですね、お金を払うので、きちっと指導してくださいよと。その代わりこういう責任も重いですよということになります。しかしながら、部活動のほうもですね、今やってることも、任意とはいえ、やっぱり少しでもこう競技力を向上させたいという子どもさんの中にはおるだろうと思いますので、ぜひ、こういう人材を早急に探していただいてですね、ぜひ活用していただいて、先生の時間軽減につなげていただいたらというふうには思っております。それから、先ほどの地域の子どもたちが中体連の試合に参加するのは非常に厳しいなというお話でございますが、本来であれば、部活が存在すれば中学校に、部活が中学校に存在すれば、今陸上とか、そういったところもそうでございますが、地域で頑張ってる子が、たまたま駅伝が速いとかですね、あるいは陸上競技のところでちょっと秀でてるといふような子は集めて、砥部中として出ておるわけですから、出来ないという理屈はないような気がするんですが、中体連の試合いうのは、あくまでも学校単位でしますから、地域で頑張ってる子が、そこで出るというのは、今までないことですから、なかなかそれ一歩足を踏み出すのは難しいんだろうと思いますが、私が中体連の競技団体のほうに確認したところではですね、全く問題ないということでございます。だからあとは学校の判断次第というふうなことになっとうございませう。ですから、顧問の先生がつかないかんとかいろんな問題が学校としてはそれ当然、出てくるわけでございますから、ただ、その地域で頑張ってる子ども、本当に非常に頑張っております。目立たないところでですね、一生懸命練習もされて、勉強も。そういう競技もですね、頑張っておりますので、ぜひ、そういうのをですね、できるような環境制度を、私も今後継続して、この問題についてはちょっと検討してみたいなというふうに考えておりますので、ぜひ、学校教育課のほうももしそういうときにはお力を貸していただいたというふうには考えております。以上、私のほうからは2点質問終わりましたので、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時41分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） 4番、原田でございます。今回2点質問させていただきます。1点目は、学校施設設備の充実についてでございます。GIGAスクール構想で、小中学校にタブレット端末が整備されましたが、机が旧規格では、教科書と端末を同時に扱うには狭く、新企画の机が必要になります。文部科学省では、普通教室の面積を広げるよう、市町村教育委員会に促す方針で、8月までに都道府県などに通知し、来年度予算の概算要求に財政支援を盛り込む予定です。本町の小中学校に整備されている机は、新規格の机であるのか。また、教室の広さについては、65㎡未満が多いようであるが、本町の教室の広さはどうか。教育長のご所見をお伺いします。次に2点目、本町のスマート農業の現状はでございますが、農林水産省の2020年の農林業センサスによると、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は約136万人と、1995年から半減しています。また、2015年の調査に比べて22.5%減少し、7割近くが65歳以上となっています。農家の高齢化や担い手の減少が続く中、作業を効率化して、所得向上や地域活性化を後押しする狙いで、スマート農業について、令和元年9月定例会で一般質問をしてから2年経過しますが、本町での自動運転の農機やロボットなど、最新技術を活用したスマート農業の導入状況及び支援状況、また、農地の集約化に欠かせない人・農地プランの作成はどうなっているのか、町長のご所見をお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、学校施設設備の充実についてのご質問ですが、私の答弁の後、教育長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。2点目の本町のスマート農業の現状についてのご質問ですが、まず、自動運転機器等の導入状況につきましては、昨年度、自動かん水設備が2件、ビニールハウスの自動巻き上げ機が1件、ラジコン草刈り機の導入が1件あり、国、県、町の補助事業の活用により事業費572万円のうち約411万円の支援を行っております。また今年度は、農家の自主的な取り組みとして、ドローンの共同利用による水田の防除が行われたと把握しております。次に、人・農地プランの作成状況でございますが、本町の人・農地プランは、麻生・宮内・砥部・広田の4地区で、平成24年度に作成しており、国の方針に基づき、令和元年度からは、地域での話し合いを徹底することによる人・農地プランの実質化に取り組んでおります。令和2年度には、農地中間管理機構関連の農地整備事業に伴い、砥部地区のうち北川毛の地区が実質化され、その他の地区は今年度中に実質化を完了させる見込みでございます。以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員のご質問にお答えをいたします。学校施設設備の充実についてのご質問でございますが、まず、教室の机については全ての小中学校において、既に新のJIS規格の机を整備しております。また、教室の広さにつきましては、平成25年に改築した砥部中学校では、76.5㎡の面積を確保しているものの、小学校では、整備当時の補助基準面積に基づき整備しており、約8割の教室が65㎡未満となっております。学級定員の縮減

などによって教室の人数は減少しているものの、タブレット端末が整備されたことで、その保管庫を各教室に設置しており、将来、電子黒板などの電子機器の整備も想定されることから、反対に教室が狭くなるというような懸念がございます。今後、文部科学省からの通知を参考に、学校とも協議を重ねながら、必要に応じ、机の拡張や電子機器の省スペース化を図るとともに、教室の拡張等についても、可能な範囲での対応を検討し、新しい学びの場の構築に努めてまいり所存でございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。以上で原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君。

○4番（原田公夫） ありがとうございます。質問の順番どおりさせていただきます。学校施設の設備の充実ということで、先ほど教育長のほうから、既に机については新規格になっておるといふようなことで、教室の広さについては、若干狭い部分があるといふようなご答弁だったと思います。私も学校のほうへ行って、机見させていただいたんですが、小学校でも低学年にとってはかなりそれなりの広さに感じますが、高学年とか、体格の違う中学校まで同じということであるので、中学生までいくと、さて、このサイズで本当に大丈夫なんだろうかといふような気がしたわけなんです、その辺り教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをさせていただきます。先般、学校訪問をさせていただいた時にですね、私も感じたことがあるわけでございますけれど、やはり、原田議員さん言われるように、中学校に関しましては、まだ人数が多いということもございすけれども、若干体が大きくなっておりますから、机のサイズが小さいのかなといふような感じはおきました。それを、じゃあどうするかということになりますと、それはまたこれからの検討事項になりますけれども、そんな感じはですね、私も感じておるところでございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君。

○4番（原田公夫） 同じような認識であったんだといふふうに今感じております。またこれがどうなるかという、やはり、規格があるということなんで、なかなか、それ以上のというのはまた次の段階の話になってくるんじゃないかと思いますが、先ほど、将来、電子黒板や電子機器の整備などで、教室が狭くなることが懸念されるというような答弁いただいたんですが、その場合に、今の教室のサイズが例えばパーテーションとかであれば、廊下側へ移動とかいふようなことが考えられるんですが、部屋の中にある整理箱みたいなものを廊下へ出すとか、いろんな方法を文部省の方は検討されておるようでございます。そういった中で、教科書のサイズというのもあるかと思うんですが、最近の教科書のサイズというのがどうなっとるんかちょっとわからんですが、昔はBサイズで、いろんな書類ありましたが、そのあと、現在はAサイズに変わっております。そういったことで多分机も小さくなってしまったんじゃないかといふふうには感じるんですが、今後、部屋を広く使う方法として、先ほど言った教室の拡張等で可能な範囲で対応を検討をしていくいふようなことですが、ど

ういった方向性を検討されますか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをさせていただきます。これは現時点でこういうこと可能かどうかわかりませんが、技術的、また法律的にですね、可能かどうかわかりませんが、例えば廊下と教室を一体化するというようなことも考えられます。実際に麻生小学校にしましては、そういった教室も設置しておりますので、まずはそういった法的、技術的なところがクリアできるのであれば、そういったことが1番いいんじゃないかなというふうに今思っておるというところでございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君。

○4番（原田公夫） 既に、麻生小学校のほうでは工夫されてやっとなというようにございまして。最近、少子高齢化ということで、子どもの数がだんだん減ってきておるという現状があるかと思いますが、現在35人の学級でも現実には36人以上いると、半分の18人ということで、かなり教室としては、そういった少子化の影響で、かなり余裕があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） お答えをさせていただきます。原田議員さんのおっしゃられるとおり、そういう認識でよろしいかと思えます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君。

○4番（原田公夫） 教室の机の件につきましては、既に対応していただいておりますし、少子化の影響もあり、教室もある程度使えるというように、いろいろ工夫すれば対応できるというようにご返事をいただいたと思います。よりよい環境で子どもたちが、学習できるようやっていただきたいと思います。それでは、続いて2点目の本町のスマート農業の現状についてでございますが、先ほど町長の方から、昨年自動かん水設備2件、ビニールハウス自動巻き上げ機が1件、ラジコン草刈機の導入が1件ということで、4件ほど実績があるということでした。その中で、国・県・町の補助事業で572万円のうち411万円の支援をしたということでございますが、単純に金額だけで見れば70%ぐらいを支援したというようにございますが、これの国・県・町の内訳の割合ですか。種類によって違うのかもしれませんが、その辺りわかれば教えていただけたらと思います。

○議長（西岡利昌） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） ただいまの原田議員のご質問にお答えします。町長の答弁で申し上げた572万円というのは総額でして、それぞれ県、町、国の3種類の補助事業に分かれます。具体的には、まず県単独事業として、自動かん水設備に補助をしました。該当の方が2名で、130万円と57万円の事業費に対して半額補助を行ってました。それから2つ目が、町単独事業で、ビニールハウスの自動巻き上げ機を補助しました。事業費が35万円で、町の補助も半額補助です。3点目で、ラジコン草刈り機が1件、これは2名の共有となってます。事業費が350万円で、そのうち約300万円の補助がありました。これは国費です。以上です。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君。

○4番（原田公夫） 町単、県単、特に2分の1補助ということで、あれなんです、最後に言われたラジコンの草刈り機ですか。これが2人共有で350万に対して300万の国費ということで、国がかなり力を入れてくれているというふうには思われます。こういったことで、先日、松前町の方でドローンを使って農薬散布したという話聞きましたけど、結構ドローン本体が高いということで、その農家の人は必要な時に持っておる方に委託でやっていただくというようなお話をしておりました。なぜ、補助あるいは買わんのやろかと思ったら、やっぱり持って維持管理するとやっぱり費用が掛かると。必要なときに、必要な事をやってもらうほうが割安になるというような話も出ておりました。そういった場合に、例えばなんです、そういったスマート農業に使えるそういった機械自体を、農業法人とかJAとかそういった所で持っていて、そういったのを農家の方が利用できるような委託でお願いできるようなそういった方法などについては、今後検討される余地はないでしょうか。

○議長（西岡利昌） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 原田議員のご質問にお答えします。今、原田議員さんが想定されている機器というのは、具体的には、おそらくドローンのことをおっしゃってるんですが、実際に、町長の答弁で申し上げたとおり、今年度、農家が広田地区の農家なんです、水田の防除のためにドローンを共同利用したとお答えしたところなんですけども、これは、松山市内の個人の所有のドローンを共同で使ったという経緯がございます。実際には、個人以外にも農協が貸出しというのをやっています。えひめ中央農協で、ドローンの共同利用というのはやっておりますが、砥部町では、手を挙げる人はいませんでした。たまたま、広田地区の水田農家だけ希望があったんですけども、農協を使わずに、たまたま今年度、松山市内の個人の農家さんからお借りして共同利用したということです。今後、実際に農協さんがやっていますから、希望される農家の方いらっしゃったら、その農協におっしゃっていただいて、そのドローンの共同利用というのが可能だと思います。金額は反当約4,000円程度です。通常、もし自分が水田の防除をしようとする時には農薬代だけ発生するんですけど、単価的には自分で農薬だけ買うよりも、倍程度掛かります。以上でお答えいたします。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君。

○4番（原田公夫） 既にJAの方で、そういった仕組みがあるという事なんで、倍の費用が掛かるというところが、さあどうなんかなと、そういったところに例えばですが、補助金を出して、軽減をしてあげようとかいうような検討はどうでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどの課長からの答弁にもありましたように、希望がなかったというふうなことで、私も先日、たまたまテレビを見ておりますと、スマート農業の事をやっておりまして、一般質問があるというふうなことで、見たいテレビも見ずにそちらの方を見て勉強しましたけれども、やはりスマート農業、もういろんな全国でやっておりますけれども、砥部町にこのスマート農業が先ほど答弁させていただいたような事では利用出来ますけれども、斜面のミカン山、また、あまり施設栽培もないというふうな事で、スマート農業を本当にこういうふうに入れてやれるような農業があるようでありましたら、また、勉強さしてい

ただきまして教えていただいたらというふうに思っております。以上です。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君。

○4番（原田公夫） 本来スマート農業をやるためには、やっぱり農地の集約化というのが1番大事だというふうに思います。先ほど町長言われておりましたように、砥部町は地形的にいかがなものかと。中山間地が多いという事で、農地の集約化も全国平均を愛媛県は下回っております。19年度末ですが、全国平均57.1%なのですが、愛媛県は31.8%と。20%以上やっぱり、愛媛県は集約化が出来てないと。そういったことで、進まないのだろうというふうには思います。やる場合において、やっぱり農地をまとめるというのが1番大事だと。農地を集約化して機械が通る通路幅を確保してと。そういった整備をすれば作業効率がいいということでやれるわけなんですけど、そういったそれほど広い所というのは、町内、麻生校区にはあるのかもしれませんが、こちらの方に入ってくるとなかなか難しいというような気もしております。そういったことで、最近、スマート農業でもドローンとかそういった部分じゃなくて、トラクターとか、そういったものを先日ですか。クボタ、京都ですかね。農機具メーカーが、共有で使うシェアリングサービスを始めた。その支援をということで、購入すれば数百万円する機械が1時間2,000円程度で貸してくれると。そういったこともよその所ではあるようでございます。本町にも井関がございしますが、そういった所がそういった事でもやっていただければ、多少安くそういった機械を使った事も可能かとは思いますが、そういったメーカー等への多少、トラクターとかそういったものをそういうシステムで、貸してもらえようなお話みたいなのは、出来るか出来ないか、お伺いしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどの農地集約化につきましては、今回はじめて北川毛地区で、農地中間機構で農地整備をやるというふうな事で、これにはでき上りを期待をしておりますし、私は以前から、広田の地域で高原野菜とかが盛んでございますので、適当な農地山林があれば、集約化で造成をしてみたいというふうに考えておりまして、これにつきましても、地元の皆様の方にもお話をしておるところで、一部に候補地があるとかいうふうなことも聞いておりますので、そういったところの農地の集約化には、今後の課題として取り組んでいきたいというふうに思っております。そしてあとの質問の中のリースの問題につきましては、これはリースを借りる側がそれだけの需要がたくさんあるかどうかという問題で、1人か2人借りたい人がおるから、いつでも入れよというのはなかなかメーカーからも厳しいもんがあるかというふうに思いますので、この事につきましては、私どもが、例えばの話ですけども、町が買って持っとしていつでも貸してあげるよというわけにもなかなか難しい問題でございまして、リースについては、そういうシステムがあれば農家の人は助かるかもわかりませんが、需要があまりない限りにはなかなか厳しい問題があるんじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君。

○4番（原田公夫） なかなか需要と供給のバランスがないと難しいというような事ではございますが、ちょっと違う視点で、農林水産省が今回CO2のゼロを目指しとる中で、みど



りの食料システム戦略いうのを5月に策定したようでございます。その中では、今後のあれですが、人工知能AIやドローンを使ったスマート農業の普及加速に向け、技術開発を促進する助成措置や税制優遇などを幅広く検討するというような前向きの規制のようでございます。またそういった話が具体的になりましたら、そういった事を積極的に取り入れていただきまして、少しでも高齢化しておる農家の負担が少なくなり、皆さんが楽になるような農業の持続、継続ができるようお願いいたしまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君の質問を終わります。3番木下敬二郎君。

○3番（木下敬二郎） 皆様こんにちは。議席番号3番、木下敬二郎でございます。本日は、9月定例議会の大変貴重な時間の中、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただく事となり誠にありがとうございます。質問事項は2項目でございます。1つ目は、シニアカー等の購入に対する補助制度の創設について。2つ目はとべ温泉行きバスの増便並びに停留所の増設についてであります。早速ですが、1つ目のシニアカー等の購入に対する補助制度の創設について質問させていただきます。砥部町の65歳以上の高齢者は、令和3年4月1日現在6,976人、高齢化率33.84%となっています。これから更に高齢化が進展する中で、自動車の運転ができない方、自動車運転免許証を自主返納された方、自動車を所有していない方の中で、満65歳以上で日常生活において歩行等困難な方、シニアカーがないと1人で買い物、公共交通機関利用などの外出が困難な方等に対して、購入費の一部を補助できないか町長のご所見をお伺いいたします。身体障がい者の方等に対して、購入費の一部を現在タクシーを利用した時や、自動車へ燃料給油した時の料金の補助制度並びに厚生労働省がやっておられます補装具費支給制度の活用で、電動車椅子購入の補助金を受けられる事から、今回の質問の中には含めておりません。2つ目の質問は、とべ温泉行きバスの増便並びに停留所の増設についてであります。とべ温泉行きバスのルート見直しにより、令和3年4月2日から、高尾田地区の商業施設や病院、高尾田バス停まで路線が延伸され、利用者である町内在住の65歳以上の方及び身体障害者手帳をお持ちの方にとって、買い物や通院が大変便利になりました。民間バス路線との関係もあるとは思いますが、坂道の多い本町においては、既存バス停までの移動が困難な高齢者の方も多いのではないのでしょうか。そこで、更なる利便性の向上及び移動困難者の解消に向けて、2点について町長のご所見をお伺いいたします。第1点は、今後町民からバスの増便及び駐車場の要望があった場合、ルートの見直しや新設は可能でしょうか。第2点は、区長会等を通して、住民アンケートを取ることは可能でしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 木下議員のご質問にお答えします。はじめに、シニアカー等の購入に対する補助制度の創設についてのご質問ですが、シニアカー等につきましては、現在、介護保険制度において、要介護2以上の方や、要介護1以下で一定の要件を満たした方に対し、福祉用具貸与として助成しており、6月末現在で11名の方が利用されております。松山南交通安全協会によれば、町内におけるシニアカーは、8月26日現在で39台となっており、そ

れほど普及が進んでいるとは言えません。その原因は、価格が高価なこともあります。歩道のない狭い道路や、歩道上における歩行者との接触事故など、安全面での懸念から免許返納後の移動手段として選択されていないのではないかと考えられます。加えて、介護保険の認定を受けておられない高齢者への助成が、歩行機能の低下にも繋がりにくいことから、シニアカー等の購入の補助は、現在のところは考えておりません。しかしながら、高齢者等の移動や買物支援は重要な課題でありますので、デマンドタクシーや温泉バスなどを活用した地域公共交通網の構築や、移動販売車両「とくし丸」の運行、また運転免許証自主返納者に対するタクシー券や「い〜カード」の交付などにより支援してまいりたいというふうに考えております。次に、とべ温泉行きバスの増便並びに停留所の増設についてのご質問ですが、ご承知のとおり、とべ温泉行きバスは、民間事業者のご理解をいただき、今年度から、松山市への移動の利便性向上及び買い物や通院に利用できるようにルートの延長を行いました。ご提案のありましたルートの見直しや増便につきましては、砥部町地域公共交通網形成計画に基づき、令和4年度末までは、実証運行することとしているため、予定はございませんが、現在のルート上での駐車場所の新設、増設につきましては、交通に支障をきたさない範囲で柔軟に対応したいと考えております。なお、民間事業者のバス停までの移動が困難な高齢者の方には、のりあいタクシーも運行しておりますので、広くご周知いただければと存じます。また、ご質問の住民アンケート調査につきましては、現在実証運行期間であり、次期砥部町地域公共交通網形成計画を策定する令和6年度に実施予定でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上で、木下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 木下敬二郎君。

○3番（木下敬二郎） ご答弁をいただき、誠にありがとうございました。1つ目の質問であるシニアカー等の購入に対する補助制度の創設についてですが、シニアカーの購入補助は、現在のところ考えていないとの事ではありますが、今後ますます高齢化が進展する中で、坂道の多い砥部町にとりまして、また町民のニーズが高まってきた折には、ぜひご検討を願えたらと思います。今回、私が一般質問を行いましたのは、実際に自動車運転免許証の自主返納を考えておられる方、実際に返納をされるという事です。ご相談をいただいたことがきっかけでございます。返納すれば1人で買い物、公共交通機関の利用などの外出は困難となる事から、電動シニアカーの購入を考えているとのことでした。現時点において、砥部町では年間の自動車運転免許証の自主返納者はどの程度いらっしゃるのでしょうか。また、砥部町役場に対して、直接ご相談や要望等はありませんでしょうか。もし把握しておられましたら教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 木下議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、年間の運転免許の返納者でございますが、平成30年度が96人、令和元年度が99人、令和2年度が108人と年々増加をしております。2点目のご質問の運転免許返納へのご相談という件ですが、町の方へはあまり相談はありません。この運転免許の返納については、南署に運転免許

の返納した時に証明書を添付する必要なく、そこでこの運転免許返納の申請もできますので、この砥部町の窓口でですね、申請するより南署の方でご相談されて受付する方が多いような状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 木下敬二郎君。

○3番（木下敬二郎） 細かい数字の方教えていただきまして、どうもありがとうございます。続きまして、2つ目の質問であるとべ温泉行きバスの増便並びに停留所の増設についてですが、現在のルート上での停車場所の新設、増設について、交通に支障をきたさない範囲で柔軟に対応するとのご答弁をいただき、誠にありがとうございました。砥部町においては、砥部町のまちづくりと一体となった効率的で利便性の高い公共交通体系を構築するため、令和2年3月に砥部町地域交通網形成計画が策定されています。この中で、不足する町内移動交通を充実し、誰もがどこでも日常生活に必要な公共交通サービスを楽しむことができる地域公共交通網の構築を目指すとなっています。住宅地の多くは高台にあり、バス停から遠い方が多いこと、また、坂道が多くバスを利用したくても利用できない状況の方も多くいらっしゃいます。のりあいタクシーの活用はできるものの、利用条件があります。利用条件としましては、同一地区内の移動に限定されており、区域をまたぐ利用ができないこと、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストアを商業施設と定義しており、金融機関、銀行、郵便局等ですね、理髪店、美容院、コンビニエンスストア、その他の商店への移動には利用ができないこと。また、高齢者がよく利用されますが、針、灸、マッサージ、整骨院、接骨院への移動には利用できないなどがございます。このような状況の中で、空白部分を埋めるためにも、ぜひとも今回の提案の検討をよろしくお願いいたします。住民アンケートにつきましては、砥部町地域交通網形成計画の実証運行期間とのことであり、令和6年度に実施されるようよろしくお願いいたします。ちょうど、いろいろと確認をする中で、砥部町役場の方で載っておられる分には、伊予鉄道が発行するICカード5千円分、預り金500円を含む。または事前に登録された砥部町内のタクシー会社で利用できるタクシー利用助成券5千円分贈呈というふうな事で載せておられます。それ以外にも、運転免許証自主返納支援事業所一覧というので、県内にはたくさんの事業所が協賛していろいろと有利な条件で取り扱いをしていただくようなことになっております。寂しいことには、砥部町内にはこのような自主返納された方への支援事業所というのが、私の見る限りでは、ちょっと砥部町内では探すことができませんでした。今後、どんどんそういう状況になってくる中で、砥部町内におきましてもそういった支援、運転免許証返納された時には、5%割引をするとか、そういった支援体制が取れることになればもっとももっとそういう返納をしようかという方も増えてくるんじゃないかと思います。やはり高齢化になりますと、認知症も2025年には5人に1人というふうな事で、厚生労働省の調査でも出ております。そういう中で、やはり運転する者にとりましては、自分だけは運転で事故を起こすことはない。これは実際に私の父の話でございますが、私と話した時には交通事故は一度もしたことがない、ぶつけたこともないというふうな事で話を聞いておりましたが、ある時に田舎の家に帰りました時に、事故の見積書みたいなのが届いておりまして、それとか、あるいは駐車場でアクセルとブレーキ踏み間違え

て後ろにぶつけたとか、そういう事もよくあります。また、家族の方、家族のいらっしゃる方は、やはり両親が事故とか起こすと非常に大変なことになる場合もございます。そういったことで自分が自覚をもって運転できるうちは問題はないと思いますが、やはり不安を感じてくるようになった時には、周りからも難しいことではありますが、そういったことを進めていく事も大切ではないかと思います。本日はすいません。いろいろとはじめての質問で不行きの所もあったと思いますが、本当にありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 木下敬二郎君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これにて散会します。

午後1時57分 散会

## 令和3年第3回砥部町議会定例会（第2日） 会議録

|                                                                  |                                                                                                                            |                                                                                                                               |                                                              |  |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和3年9月10日                                                                                                                  |                                                                                                                               |                                                              |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                               |                                                              |  |
| 開 会                                                              | 令和3年9月10日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                     |                                                                                                                               |                                                              |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美<br>4 番 原田公夫<br>7 番 佐々木公博<br>10 番 松崎浩司<br>13 番 山口元之<br>16 番 三谷喜好                                                   | 2 番 日野恵司<br>5 番 柿本 正<br>8 番 小西昌博<br>11 番 大平弘子<br>14 番 中島博志                                                                    | 3 番 木下敬二郎<br>6 番 東 勝一<br>9 番 佐々木隆雄<br>12 番 西岡利昌<br>15 番 平岡文男 |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                         |                                                                                                                               |                                                              |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 大江章吾<br>企画政策課長 伊達定真<br>戸籍税務課長 門田 巧<br>介護福祉課長 松下寛志<br>建設課長 門田 作<br>生活環境課長 小中 学<br>会計管理者 富岡 修<br>学校教育課長 田邊敏之 | 副町長 岡田洋志<br>総務課長 門田敬三<br>商工観光課長 高橋 桂<br>保険健康課長 篠原万喜枝<br>子育て支援課長 田中弘樹<br>農林課長 池田晃一<br>上下水道課長 藤田泰宏<br>広田支所長 町田忠彦<br>社会教育課長 山本勝彦 |                                                              |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                            | 議会事務局長 堀潤一郎<br>庶務係長 東山泰久                                                                                                      |                                                              |  |
| 傍 聴 者                                                            | 1 人                                                                                                                        |                                                                                                                               |                                                              |  |

令和3年第3回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- |        |          |                                                                                        |
|--------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 5 号  | 令和2年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について                                                           |
| 日程第 2  | 報告第 6 号  | 令和2年度砥部町継続費精算報告について                                                                    |
| 日程第 3  | 報告第 7 号  | 令和3年度（令和2年度事業）砥部町教育委員会点検評価について                                                         |
| 日程第 4  | 議案第 41 号 | 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                                                   |
| 日程第 5  | 議案第 42 号 | 砥部町個人情報保護条例及び砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6  | 議案第 43 号 | 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                                              |
| 日程第 7  | 議案第 44 号 | 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第8号）                                                                  |
| 日程第 8  | 議案第 45 号 | 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）                                                            |
| 日程第 9  | 議案第 46 号 | 令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）                                                             |
| 日程第 10 | 議案第 47 号 | 令和3年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）                                                                |
| 日程第 11 | 認定第 1 号  | 令和2年度砥部町一般会計決算認定について                                                                   |
| 日程第 12 | 認定第 2 号  | 令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について                                                           |
| 日程第 13 | 認定第 3 号  | 令和2年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について                                                            |
| 日程第 14 | 認定第 4 号  | 令和2年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について                                                             |
| 日程第 15 | 認定第 5 号  | 令和2年度砥部町とべの館特別会計決算認定について                                                               |

- 日程第 16 認定第 6 号 令和 2 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 17 認定第 7 号 令和 2 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第 18 認定第 8 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第 19 認定第 9 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 20 認定第 10 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和3年第3回砥部町議会定例会

令和3年9月10日（金）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 報告第5号 令和2年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について

（報告、質疑）

○議長（西岡利昌） 日程第1、報告第5号、令和2年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） それでは、報告第5号をお手元にお願いいたします。令和2年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和3年9月10日提出、砥部町長佐川秀紀。1、令和2年度砥部町健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字はありません。実質公債費比率は、昨年度と同じ2%となりました。将来負担比率は、昨年度より4.2ポイント上昇し、48.6%となりました。次に、2、令和2年度砥部町公営企業資金不足比率ですが、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計のいずれの会計も資金不足はありません。別紙として、監査委員の審査意見書を添付しております。令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をお願いします。1ページには、一般会計等の健全化判断比率について、2ページには、公営企業会計の経営健全化判断比率について、ともに8月26日に審査を受け、3、審査の結果及び意見の（3）のとおり、是正改善について、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいております。それでは、資料に基づき説明させていただきます。報告第5号資料の3ページをお願いします。上の表の一般会計等の経営健全化判断比率ですが、平成28年度決算から令和2年度決算までの5年間の推移です。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、備考欄に記載のとおりいずれも黒字となっており、赤字比率は該当がありません。実質公債費比率は、過去5年間で見ると、平成28年度から30年度までは1%台を堅持していましたが、令和元年度及び2年度は2%となっています。実質公債費比率は3か年の平均で表すため、前年度と同じでしたが、単年度では0.4ポイント増加しています。これは、臨時財政対策債及び上水道一般会計出資債の据置期間が終了し、償還を開始したことにより、償還金が増加したものです。次に、将来負担比率ですが、48.6%となり、昨年度より4.2ポイント上昇しました。将来負担比率が上昇した要因は、防災行政無線更新整備事業、麻生小学校校舎等大規模改修事業等の実施による地方債現在高の増加が主な要因です。負担比率は48.6%となりましたが、早期健全化基準である350%よりかなり低い数値となっています。次に、下の表の公営企業会計の資金不足比率ですが、公共下水道事業会計は3億1,118万6千円、農業集落排水特別会計は6万8千円、



水道事業会計は3億4,396万8千円、全ての会計において剰余金があり、資金不足はありません。以上で報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

## 日程第2 報告第6号 令和2年度砥部町継続費精算報告について (報告、質疑)

○議長（西岡利昌） 日程第2、報告第6号、令和2年度砥部町継続費精算報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 報告第6号をお願いします。令和2年度砥部町継続費精算報告について。令和2年度砥部町継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。令和3年9月10日提出、砥部町長佐川秀紀。精算報告書をご覧ください。本報告は、予算費目が9款1項消防費で、令和元年度から2年度の2か年で設定した同報系防災行政無線更新事業に係る継続費の精算報告です。本事業では、防災行政無線のデジタル化更新工事を行いました。全体計画の年割額は、令和元年度が2億3,291万6千円に対し、1億800万9千円を支出しました。2年度は2億1,613万9千円に対し、1億9,037万円を支出しました。年割額合計4億4,905万5千円に対し、支出済額は2億9,837万9千円です。支出の内容は、工事監理費が1,320万円、工事請負費が2億8,517万9千円です。実績の財源内訳は、特定財源として国県支出金が災害情報伝達設備強化支援事業費県補助金125万円。地方債が、緊急防災減災対策債2億9,710万円で、一般財源は2万9千円でした。以上で、継続費の精算報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

## 日程第3 報告第7号 令和3年度（令和2年度事業）砥部町教育委員会点検評価について (報告、質疑)

○議長（西岡利昌） 日程第3、報告第7号、令和3年度（令和2年度事業）砥部町教育委員会点検評価についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江教育長。

○教育長（大江章吾） 令和3年度（令和2年度事業）でございますが、砥部町教育委員会

点検評価について、ご報告をいたします。報告書第7号をお手元にお願いをいたします。報告第7号、令和3年度砥部町教育委員会点検評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和3年度砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のとおりに提出する。令和3年9月10日提出、砥部町教育委員会。この教育委員会の点検評価制度につきましては、毎年、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、報告書を作成しまして議会に報告するものでございます。報告書の5ページをお願いをいたします。点検評価の方法でございますが、対象となる事業の実施状況、成果、課題等をまとめてその妥当性、有効性及び効率性を総合的に判断し、事業の評価及び次年度以降の方向性について、それぞれ5段階の自己評価をいたしました。そして、学識経験者の意見をいただいております。続きまして、6ページから10ページにかけてでございますが、こちらにつきましては、教育委員会の活動状況について、掲載をしております。11ページから12ページにかけてでございますが、これは評価対象の40の事業とその評価をまとめた一覧表でございます。それでは2年度の主な事業につきまして、ご説明をさせていただきます。まず13ページをお願いをいたします。就学援助事業でございますが、経済的な事由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を助成し、児童生徒の就学機会を確保いたしました。表のとおり、2年度の要保護と準要保護合わせまして、小学校が105人、中学校が71人となっております。全児童または生徒に占める割合は、小学校で10%、中学校で11.8%となっております。小中学校とも昨年より低くなっております。児童生徒が安心して就学できる機会を提供するため、引き続き事業を継続してまいりたいと思います。次に、26ページをお願いをいたします。情報教育推進事業でございますが、小中学校の児童生徒への1人1台のタブレット端末を整備いたしました。今年の6月から全小中学校で学習に活用をしております。また、ICT支援員による操作等の支援におけるなど、教職員のICTに関するスキルアップに努めているところでございます。ICT機器を活用した学習環境の拡大に努めてまいります。次に27ページをお願いをいたします。外国語教育推進事業でございますが、中学生を対象に、英語検定費の一部を助成をいたしました。結果は下の表のとおりでございますが、98人が受験をし、88人がそれぞれの級に合格をいたしました。合格率は89.8%でございます。今後は受験者の拡大と今年度を上回る合格率を目指します。次に32ページをお願いをいたします。小学校の空調整備工事でございますが、元年度のⅠ期工事に続き、Ⅱ期工事を行いました。小学校空調設備整備事業はこれで完了をいたします。整備教室は、表のとおり、麻生小学校が38教室、宮内が33教室、砥部が32教室、広田が14教室でございます。次に33ページをお願いをいたします。小学校校舎等大規模改修工事でございますが、麻生小学校の校舎と屋内運動場の外壁改修等を行いました。現在、宮内小学校の大規模改修工事を行っております。今後も児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、施設改善に取り組んでまいります。次に35ページをお願いいたします。36ページまで続きますが、新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、小中学校に消毒液等の消耗品や備品を購入をいたしました。また、学校が臨時休業になったことにより、保護児童生徒の保護者への給食費の支援や、学校給食事業者への支援などを行いました。今後も必要に応じて対策を講じてまいります。次に社会教育関

係でございますが、37 ページをお願いをいたします。社会教育推進事業でございます。子どもの読書活動を推進するため、子ども読書活動推進計画を定めました。この計画は未就学児の保護者、小学校2年生、5年生、中学校2年生を対象にアンケート調査を行い、現状を把握し、家庭、地域、学校、町立図書館の今後の方向性をまとめました。次に41 ページをお願いをいたします。青少年育成事業でございますが、登校指導や街頭補導等、補導委員をはじめ、関係者と、青少年の非行防止に努めました。今年度からは、新たな事業といたしまして、野外活動等を通した青少年の健全育成事業に取り組んでおります。次に43 ページをお願いをいたします。女性団体育成支援事業でございますが、男女共同参画の推進のための事業でございます。現状は、女性団体に対する研修の呼びかけが主なものとなっております。事業効果が上がっていないというのが現状でございますので、今後は事業の拡大が必要だと考えております。次に44 ページをお願いをいたします。文化財保護事業でございますが、町指定無形文化財、工芸技術の砥部焼でございます。これに、西岡さん、二宮さん、白石さんの3人を認定をいたしました。積極的に認定することで、文化の保護、伝承に努めてまいります。次に47 ページをお願いをいたします。伝統芸能保存伝承事業でございますが、この事業につきましては、補助金支出が主でございます。積極的なアプローチが出来てないということが課題でございます。伝統芸能の実態をつかむとともに、保存伝承について、行政として、今後どのように関わっていくのかという方向性を見出したいと思っております。個別事業の説明につきましては、以上でございます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、中止、延期あるいは規模の縮小を余儀なくされた事業が多くございました。この状況を考慮しての評価となりましたが、40 事業のうち、目標とする成果をやや上回ったA評価が2事業、概ね目標とする成果であったB評価が35事業で、全体を通して、概ね順調であったというふうに考えております。また、方向性につきましては、事業の拡大、充実を図るものが4事業、現状維持が32事業、改善を要するものが3事業、廃止が1事業でございます。冒頭で申し上げましたが、学識経験者の意見は、小学校の校長、砥部町社会教育指導員などを務められ、現在人権擁護委員を務められている金井宏之氏をお願いをいたしました。54 ページ以降に、外部評価意見書として添付をしております。令和2年度は、新型コロナウイルスに翻弄された1年でありましたが、コロナ禍におきましても、事業を滞らせないことが重要でございますので、事業を精選し、改善しつつ、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。以上で報告第7号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。9 番佐々木隆雄君。

○9 番（佐々木隆雄） 28 ページをお願いしたいと思うんですが、ここにもありますように、ハートなんでも相談員の所の件数が151件増加しましたということで、単純にそれは、いわゆるいじめが増えたのか、それとも、もっともっと相談員体制が変わったとかですね、それから相談員の人の対応の仕方が変わったとか、何か工夫をされてね、子どもたちが来やすくこう相談に行けるようなね、そういうふうな状況を作ったのか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。ハートなんでも相談員の相談件数が増えたということでございますが、ハートなんでも相談員の方は、小学校にのみ配置をしております。昨年度来、コロナ禍の状況でございまして、かなり小学生の児童の方々も、不安に苛まれておる状況でございまして、とにかく、不安を感じたら何でも相談してくださいというような指導をしております、それに伴う増加だというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） ほかに質疑はありませんか。1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） 30ページですが、下の事業評価の所なんですけれども、事務員が配置されなかった広田小学校についても、他校と同レベルの事務処理が出来たことだったんですが、昨日オーバーワークのちょっと話が出たので、このくだりが気になりまして、配置がなかったということはほかの小学校等よりちょっと負担が多かったのではないかと気になりました。いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 高橋議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今現在、広田小学校につきましては小規模校ということでございまして、事務の職員が配置されておられません。そこでこの評価事業の中の3番に書いておりますように、共同学校事務室の運営ということをしていただいております。週1回、砥部中学校で事務員の先生方がお集まりいただいてですね、その事務が出来ていない広田小学校の事務だけではなくて、事務の先生が本来すべきである業務についてのですね、すり合わせというか、研修も含めてさせていただいておりますので、特に今現在、広田小学校、事務員の先生がいないということで、支障になっておる事象は今のところございません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 質疑はありませんか。ほかに。ございませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。以上で、報告第7号を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 議案第41号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第4、議案第41号、行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第41号についてご説明申し上げます。行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。令和3年9月10日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、行政手続における負担軽減及び利便性を図ることを目的に、各

条例において規定する書面の押印を不要とするため、提案するものです。それでは、資料の新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、書面への押印を求めている4つの条例について押印を不要とするため、様式中の押印欄を削るよう一括で改めるものです。行政手続の内容は、1 ページの砥部町職員のサービスの宣誓に関する条例の宣誓書、2 ページの砥部町山村留学センター居住費徴収条例の居住費減免申請書、3 ページの砥部町火入れに関する条例の火入許可申請書、4 ページの砥部町消防団条例の宣誓書です。議案書にお戻りください。附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第41号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第41号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第42号 砥部町個人情報保護条例及び砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第5、議案第42号、砥部町個人情報保護条例及び砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第42号についてご説明申し上げます。砥部町個人情報保護条例及び砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。砥部町個人情報保護条例及び砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年9月10日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を改めるため、提案するものです。それでは、資料の新旧対照表をご覧ください。今回の改正では、2つの条例を改正します。第1条改正では、砥部町個人情報保護条例を改正します。改正内容は、第28条の2中、総務大臣を内閣総理大臣に改めます。これは、

デジタル庁が設置されたことに伴い、特定個人情報の提供先が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたものです。また、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に改めます。これは、引用している番号法第19条に第4号が追加され、既存の号が繰下げられたことに伴い、号ずれを改めるものです。2ページをお願いします。第2条改正では、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正します。改正内容は、第1条及び第5条中、第19条第10号を第19条第11号に改めます。これは、第1条改正と同様に引用している番号法第19条の号ずれを改めるものです。議案書にお戻りください。附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第42号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第6 議案第43号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第6、議案第43号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 議案第43号についてご説明申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年9月10日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、本町が行った予防接種に起因すると考えられる健康被害発生に際し、医学的見地から調査・審議を行う、予防接種健康被害調査委員会委員に係る報酬の見直しに伴い、提案するものです。改正内容につきましては、添付資料の新旧対照表をご覧ください。別表第2条関係、予防接種健康被害調査委員会委員の項中、現行7千円を、改正案1万5千円に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則をご覧ください。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 43 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 43 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 7 議案第 44 号 令和 3 年度砥部町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 8 議案第 45 号 令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 46 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 47 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 7、議案第 44 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 8 号から日程第 10、議案第 47 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 4 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 私からは、一般会計と介護保険特別会計の補正予算について、ご説明申し上げます。はじめに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 44 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 8 号。令和 3 年度砥部町の一般会計補正予算第 8 号は、次に定めるところによる。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,166 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 7,380 万 5 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為補正による。第 3 条、地方債の変更は、第 3 表地方債補正による。令和 3 年 9 月 10 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。はじめに、全般的事項として、人事異動に伴う給料など人件費について、1,204 万 5 千円の減額を行っています。また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、県のえひめの未来チャレンジ支援事業費補助金の交付決定などに伴い、全体で 18 件、6,958 万 4 千円の財源組替を行っています。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国から示されている本町の令和 2 年度、3 年度の 2 か年の交付限度額、6 億 7,500 万円に対しまして、現在まで、概ね 8 割にあたる 5 億 4,700 万円ほどを活用しており、残る交付金についても、コロナ対策として有効に活用してまいります。それでは、款ごとにご説明申し上げます。2 款総務費は、3,246 万 6 千円増額し、9 億 4,969 万 2 千円としました。庁舎屋上防水工事の関係経費 2,178 万円の追加、行政事務に

おけるコロナ対策及びペーパーレス化を図るため、タブレット端末を導入する関係経費 1,623 万円の追加などです。次に、3 款民生費は 1,758 万 4 千円増額し、31 億 2,395 万 3 千円としました。認知症高齢者グループホームの大規模改修を支援するための交付金など、関係経費 1,605 万 7 千円の追加、愛育幼稚園が行うコロナ対策と ICT 化を支援するための補助金 105 万 2 千円の追加などです。次に、4 款衛生費は、2,652 万 5 千円増額し、8 億 7,513 万 1 千円としました。保健センターのトイレなど水回り関係の改修工事費 993 万 6 千円の追加、ごみの分別方法の変更に伴い、不足するゴミ袋の作成と、プラスチックごみ再資源化処分に要する関係経費 895 万 6 千円の追加などです。次に、6 款農林水産業費は 984 万 4 千円増額し、2 億 5,709 万 7 千円としました。新規就農者の確保、定着を図るため、施設整備を支援する担い手総合支援事業費補助金 475 万 3 千円の追加などです。次に、8 款土木費は 4,664 万 4 千円増額し、5 億 5,754 万 9 千円としました。町道の補修及び拡幅工事に要する関係経費 4,600 万円の追加などです。次に、9 款消防費は 1,022 万 6 千円増額し、4 億 5,734 万円としました。避難所で使用する間仕切りテントなど資機材の整備費 1,022 万 6 千円の追加です。次に、10 款教育費は 3,205 万 7 千円増額し、11 億 7,462 万 7 千円としました。コロナ対策として、小中学校の自動水栓設備整備工事費 2,541 万 1 千円の追加、コロナの影響で減収となった社会教育施設の指定管理者に対する支援金 216 万 9 千円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、14 款国庫支出金 3,890 万円、15 款県支出金 926 万 5 千円、18 款繰入金 1,683 万 7 千円、19 款繰越金 8,376 万 4 千円、21 款町債 1,290 万円をそれぞれ増額しました。4 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為補正です。1 件目は、地方公務員の定年延長に伴う例規整備支援業務委託料に対する債務負担で、期間は令和 4 年度、限度額は 198 万円です。2 件目は、第 2 次砥部町総合計画後期基本計画策定業務委託料に対する債務負担で、期間は令和 4 年度、限度額は 986 万 2 千円です。5 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正です。宮内小学校校舎等大規模改修事業の財源として、学校教育施設等整備事業債を 1,290 万円追加し、限度額を 1 億 4,940 万円としました。一般会計については以上です。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 45 号、令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号。令和 3 年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,409 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 942 万 5 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和 3 年 9 月 10 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出ですが、4 款地域支援事業費を 714 万 3 千円増額し、1 億 1,511 万 7 千円としました。人事異動に伴う人件費の追加です。次に、5 款基金積立金を 4,306 万 5 千円増額し、4,309 万 1 千円としました。前年度の剰余金を積み立てるための介護保険事業運営基金積立金 4,306 万 5 千円の追加です。次に、7 款諸支出金を 1,388 万 7 千円増額し、1,408 万 8 千円としました。実績などに伴う前年度交付金等返還金 1,373 万 6 千円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入ですが、財源として、3 款国庫支出金 171 万 4 千円、5 款県支出金 85 万 7



千円、7款繰入金 472 万 3 千円、8 款繰越金 5,680 万 1 千円をそれぞれ増額しました。以上で、私からの説明を終わります。

○議長（西岡利昌） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） それでは引き続きまして、議案第 46 号、47 号についてご説明申し上げます。はじめに、議案第 46 号、令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。お手元に、公共下水道事業会計補正予算第 2 号をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 46 号、令和 3 年度砥部町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号。第 1 条、令和 3 年度砥部町公共下水道事業特別会計の補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。第 2 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額と補てん財源を次のとおり改めるとともに、支出につきまして、第 1 款下水道資本的支出、第 1 項建設改良費を 267 万 4 千円増額し、3 億 5,846 万円とし、支出合計を 4 億 9,629 万 6 千円とするものでございます。資本職員の増員に伴う人件費の増額でございます。第 3 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 267 万 4 千円増額し、5,576 万 2 千円とするものでございます。令和 3 年 9 月 10 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第 46 号の説明を終わります。続きまして、議案第 47 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。お手元に水道事業会計補正予算第 2 号をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 47 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号。第 1 条、令和 3 年度砥部町水道事業会計の補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。第 2 条、令和 3 年度砥部町水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第 4 号、主要な建設改良事業でございます。配水管布設替工事を 50 万円増額し、7,650 万円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額と補てん財源を次のとおり改めるとともに、支出におきまして、第 1 款水道資本的支出、第 1 項建設改良費を 50 万円増額し、5 億 3,266 万 8 千円とし、支出合計を 6 億 6,392 万 2 千円とするもので、特設配水管新設工事に伴う測量調査設計委託料の増額でございます。令和 3 年 9 月 10 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。ございませんか。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 補正予算の概要の中の 7 ページ、本来なら私の委員会でございますので委員会の中で審議をしたいんですがございますけれども、どうもこれは司法の手を得たように記憶しております。退去した北川毛団地及び大南団地の一室の内部修繕工事。これの 155 万 3 千円の計上されておりますけれども、この決定したプロセスを、本来の委員会ですけれども、公の中で発表していただきたらと思ひまして、あえて質問いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 門田作建設課長。

○建設課長（門田作） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。住宅の修繕費でございますが、155 万 3 千円を追加要望させていただいております。内訳といたしまして、北川毛

の内部補修工事が94万6千円、同じく電気温水器が傷んでおります。これにつきましては31万7,350円。大南の修繕に関してが、大きいものでIHのクッキングヒーターが、これが10万程は傷んでおりますので、それらの取替え、鍵の取替え等。これらにつきましては、住宅が出来て以来、ずっと同じ方が進んでおりまして、かなり内部が傷んでおりますので、この際に一緒に修繕をするものでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 私これ裁判しよったやつ、あれの件のじゃないんですかね。あれはもう解決したんで、やらなきゃいいですよ。ただ家賃が払えなんで、いろいろ騒ぎがありましたね。あれのプロセスをお尋ねします。

○議長（西岡利昌） 門田作建設課長。

○建設課長（門田作） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。当該この北川毛の住宅の修繕でございますが、退去につきましては、昨年度、退室していただきました。補修も一部していただいたわけなんです、やっぱし長年傷み進んで、もう建築後20年近く住んでいきますから、かなり傷みも出ておりますので、それらについて、今回修繕をお願いするものでございます。家賃の滞納につきましては、保証人さんの方が全て、納めていただきましたので、全て滞納はありません。すいません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号から議案第47号までの4件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第44号から議案第47号までの4件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

- |       |       |                              |
|-------|-------|------------------------------|
| 日程第11 | 認定第1号 | 令和2年度砥部町一般会計決算認定について         |
| 日程第12 | 認定第2号 | 令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 認定第3号 | 令和2年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について  |
| 日程第14 | 認定第4号 | 令和2年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について   |
| 日程第15 | 認定第5号 | 令和2年度砥部町とべの館特別会計決算認定について     |
| 日程第16 | 認定第6号 | 令和2年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について     |
| 日程第17 | 認定第7号 | 令和2年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について   |
| 日程第18 | 認定第8号 | 令和2年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について      |

日程第 19 認定第 9 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 20 認定第 10 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計決算認定について

(説明、質疑、決算特別委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第 11、認定第 1 号、令和 2 年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第 20、認定第 10 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡会計管理者。

○会計管理者(富岡修) それでは、認定第 1 号から認定第 10 号までの令和 2 年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算認定についてご説明いたします。地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。決算認定につきましては、本年も決算特別委員会を設置してご審議いただけると伺っておりますので、先に配付させていただいておりますこちらの議案概要によって説明させていただきます。それでは、議案概要の 4 ページをご覧ください。認定第 1 号、令和 2 年度砥部町一般会計決算認定についてご説明いたします。歳入 118 億 82 万 6 千円、歳出 107 億 4,254 万 4 千円。差引額が 10 億 5,828 万 2 千円となっております。繰越明細費繰越額は 5 件の事業の繰越で、1,464 万 8 千円となっており、実質収支額は 10 億 4,363 万 4 千円となっております。なお、実質収支のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰越額は 4 億円となっております。続きまして、認定第 2 号、令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず、事業勘定でございますが、歳入 26 億 1,731 万 3 千円、歳出 22 億 8,594 万円、差引、実質収支とも 3 億 3,137 万 3 千円となっております。次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入 5,348 万 2 千円、歳出 5,341 万 5 千円、差引、実質収支とも、6 万 7 千円となっております。続きまして、認定第 3 号、令和 2 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 2 億 9,658 万 6 千円、歳出 2 億 8,358 万 7 千円。差引、実質収支とも 1,299 万 9 千円となっております。続きまして、認定第 4 号、令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず、保険事業勘定でございますが、歳入 22 億 5,059 万 2 千円、歳出 21 億 9,379 万 1 千円、差引、実質収支とも 5,680 万 1 千円となっております。次に、介護サービス事業勘定でございますが、歳入 4,748 万 7 千円、歳出 4,748 万 7 千円、差引、実質収支とも 0 円となっております。続きまして、認定第 5 号、令和 2 年度砥部町とべの館特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 3,590 万 7 千円、歳出 2,883 万円。差引、実質収支とも 707 万 7 千円となっております。続きまして、認定第 6 号、令和 2 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 4,586 万 1 千円、歳出 4,484 万 1 千円、差引、実質収支とも 102 万円となっております。5 ページをご覧ください。認定第 7 号、令和 2 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 2,782 万 7 千円、歳出 2,775 万 9 千円、差引、実質収支とも 6 万 8 千円となっております。続きまして、認定第 8 号、令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 9,559 万 1 千円、歳出 7,162 万円、差引、実質収支とも 2,397 万 1 千円となっております。続きまして、認定第 9 号、令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的収入 3 億 1,721 万 4 千円、収益的支出 2 億 9,640

万4千円、資本的収入3億8,210万円、資本的支出5億2,268万8千円となっております。続きまして、認定第10号、令和2年度砥部町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的収入3億5,832万円、収益的支出3億3,135万9千円、資本的収入5,661万6千円、資本的支出2億3,637万6千円となっております。以上で、令和2年度各会計の決算認定の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（面岡利昌）** ここで監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

**○代表監査委員（影浦浩二）** 決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました令和2年度の砥部町一般会計、各特別会計、公共下水道事業会計及び水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、三谷委員とともに、去る7月27日、29日及び8月2日の3日間、審査を実施いたしました。審査にあたっては、各担当課、事務局より、予算執行の状況や、事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と関係帳簿や証拠書類の照合、確認などを行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であり、予算の執行、財産の管理につきましても、概ね適正になされているものと認められました。また、全般的事項として、審査にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大が、地域経済に暗い影を落とす中、地方財政運営は相当厳しいものになることが想定されておりました。そうした中、本町におきましては、各種の新型コロナウイルス対策事業として、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきたことが認められる一方で、効率的な行財政運営に努められ、一般会計の実質収支額は10億4千万と前年比3億9千万増の黒字となっております。良好な状況で、次年度に引き継ぐことが出来たものと見受けられます。また、基金残高は、平成26年度をピークに年々減少し、令和2年度は、前年度より1億2千万減少し、過去最も低い残高となっており、町債の残高は前年度より3億3千万増加し、153億7千万となるなど、こちらは、過去最高となっております。しかしながら、本年度、財政調整基金に4億円の積立てを行っていることや、近年行われている大型事業に一定の目途が立ったことから、今後は、安定的な健全財政に向け、計画的な運用が行われるよう期待しております。自主財源の要である町税収入は、給与所得及び農業所得の減少、収益を大幅に下げた企業があったことにより、前年より1,400万円減少しており、今後の新型コロナウイルスによる影響を危惧しているところであります。徴収率は高い水準を維持しており、このことは、滞納整理機構の利用や、徴収技術の習得による効果はもちろんのこと、担当職員の不断の努力の賜物と評価するところであります。今後とも、費用対効果の観点も考慮しながら、公平公正な課税と徴収に努められ、昨今の水準を維持されるよう期待しております。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字を確保しているものの、厳しい運用状況が伺えます。国保診療所においては、医科、歯科共に、受診者が右肩下がりに減少しております。広田地域唯一の医療機関として必要不可欠なインフラとして機能していることは、誰もが認めるところでありますが、今後も受診者の減少は続くと思われるため、将来にわたる運営方法等について十分な検討をいただきたいと思います。また、とべ温泉については、一般会計から繰入を行っており、将来的にも相当程度の繰入が必要となると推察されますが、今後のあり方についてご検討いた

だけているということですので、引き続き慎重な議論をお願いしたいと思います。今後とも、それぞれの部署でチェック体制が十分に機能するよう留意され、適正な制度運営に努められることを期待しております。次に、公共下水道事業会計については、適正な入札執行などにより、経費の削減に努められており、概ね良好な経営状況であると見受けられました。今後の多額の経費の投入が見込まれますので、さらに徹底した経費の削減とともに、接続率の向上に不断の努力が払われることを期待しております。また、水道事業会計については、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられます。安定した水源の確保と、より安心安全な飲料水を供給するために、今後も、老朽化施設の改修など適正な事業の推進に進めていただきたいと思います。最後に、定額資金運用基金の運用状況について、対象は、砥部町奨学基金になりますが、設置の目的に沿って適正に運用されているものと認められました。引き続き、適正な運用に努めていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、近年の長雨による防災対策や、長寿化、少子化の進展に伴う課題を始めとする多様な町民ニーズに対して、果敢に取り組むことは当然であります。自主財源である町税と、依存財源である地方交付税、町債とのバランスには、世代間の受益と負担の観点からも、十分な配慮が必要です。今後とも、開かれた町政と、協働のまちづくりを念頭に、効率的な行政運営、計画的な財政運営の推進に一層取り組まれることを強く期待しております。その他、詳細につきましては、審査意見書にご了承いただきたいと思います。以上で、決算審査の報告は終わります。

○議長（西岡利昌） 説明と報告が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、監査委員を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって決算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 10 時 43 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。決算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に中島博志君が、副委員長に小西昌博君が互選されました。ご協力の程、よろしくお願いします。決算特別委員会に付託しました、議案の審査報告については、12 月定例会本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 10 時 45 分 散会

# 令和3年第3回砥部町議会定例会（第3日） 会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |  |  |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和3年9月17日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                          |  |  |
| 開 会                                                              | 令和3年9月17日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                          |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之                      14 番 中島博志                      15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                          |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      岡田洋志<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      門田敬三<br>企画政策課長                      伊達定真                      商工観光課長                      高橋 桂<br>戸籍税務課長                      門田 巧                      保険健康課長                      篠原万喜枝<br>介護福祉課長                      松下寛志                      子育て支援課長                      田中弘樹<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      池田晃一<br>生活環境課長                      小中 学                      上下水道課長                      藤田泰宏<br>会計管理者                      富岡 修                      広田支所長                      町田忠彦<br>学校教育課長                      田邊敏之                      社会教育課長                      山本勝彦 |                          |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 議会事務局長 堀潤一郎<br>庶務係長 東山泰久 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 0人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |  |  |

令和3年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第 1 議案第 41 号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 42 号 砥部町個人情報保護条例及び砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 43 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 44 号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 5 議案第 45 号 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 46 号 令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 47 号 令和3年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 請願第 2 号 沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願
- 日程第 9 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 10 発議第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出について
- 日程第 11 議員派遣

・閉 会



令和３年第３回砥部町議会定例会

令和３年９月１７日（金）

午前９時３０分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１ 議案第４１号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の  
制定について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第１、議案第４１号、行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第４１号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第４１号については、行政手続における負担軽減と利便性を図るため、各条例で規定する書面の押印を不要とするものです。審査において、委員から、署名の本人確認はどのように行うのかとの質問に対し、手続の中でも本人確認を行うことや、ハンコは日本特有の文化で、外国ではサインが一般的であるとの説明がありました。また、委員からは、関係条例以外の適用状況はとの質問に対して、規則等で規定している１,２５０件程の行政手続についても適用するとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第４１号は、原案のとおり可決するものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第４１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第42号 砥部町個人情報保護条例及び砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第2、議案第42号、砥部町個人情報保護条例及び砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(三谷喜好) 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第42号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第42号については、デジタル庁設置及びデジタル社会形成整備法の施行に伴い、関係条例を改めるものです。国の情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたとの説明を受けましたが、特に質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第43号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第3、議案第43号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(中島博志) 厚生文教常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第43号については、予防接種健康被害調査委員会委員の報酬を見直すもので、審査において、委員からは、これまでの開催実

績及び委員の人数はとの質問に対し、開催は1回で、人数は規則により6人以内との説明がありました。以上のような審査を行い、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第44号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第8号）

日程第5 議案第45号 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第46号 令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第47号 令和3年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第4、議案第44号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第8号から日程第7、議案第47号、令和3年度砥部町水道事業会計補正予算第2号までの4件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第44号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第8号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費では、ペーパーレス化を図るためのタブレット端末購入費446万9千円とWi-Fiの環境整備委託料1,176万1千円を追加いたしました。衛生費では、4月から分別収集が始まったプラスチック製容器の包装の収集量が増加したため、再資源化処分料743万3千円を追加しています。農林水産業費では、新規就農者の確保・定着を図るため、パイプハウス、全自動播種機の整備に対する補助金475万3千円を追加しております。財源として県補助金269万3千円を充てております。審査において、委員からプラスチック製容器包装の年間収集見込量はとの質問に対し、当初想定していました10万5千キログラムから、13%増の18万9千キログラムを見込んでいるとの説明がありました。新規就農者の施設整備について、委員からは、全自動播種機に係る対象作物及び作付面積はとの質問に対し、作物は玉ねぎで、面積は36アールとの説明がありました。さらに、委員から、職員の長時間勤務について、新型コロナ

感染拡大による業務の逼迫等を踏まえ、職員の健康管理には十分配慮していただくよう要望するとの意見がありました。また、第6分団車庫詰所の隣接民地の借上について、現地視察を行いました。次に、議案第46号、令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号は、資本的支出を267万4千円追加しております。支出の内容については、人件費を追加するもので、特に委員からの質疑はありませんでした。次に、議案第47号、令和3年度砥部町水道事業会計補正予算第2号は、資本的支出を50万円追加しています。支出の内容は、一部給水ができていない田ノ浦地区において、特設配管を新設するために委託料を追加するもので、特に委員からの質疑はありませんでした。よって、議案第44号、第46号及び第47号の3議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決するものと決定いたしましたので、ここでご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第44号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第8号のうち、当委員会に所管の歳出の主なものは、民生費では、町内2カ所の認知症高齢者グループホームの大規模改修を支援するため補助金1,605万7千円を追加しています。衛生費では、保健センターの洋式便器自動洗浄化等の改修工事費993万6千円を追加しています。教育費では、宮内小学校を除く4小中学校の自動水洗設備の整備費2,541万1千円を追加しています。また、来年1月に開催予定の成人式に係る関係経費68万5千円を追加しています。審査において、委員から、骨髄等移植ドナー支援事業の詳しい内容はとの質問に対し、ドナー提供に係る通院・入院に対し、1日2万円で7日間を上限に助成を行うとの説明がありました。また、来年の成人式開催について、委員から、県外からの帰省者は参加できるのかとの質問があり、参加可能で、事前の出欠確認において、県外移動に伴う隔離期間を設けることや、健康観察を依頼するとの説明がありました。さらに、委員からは、社会福祉施設整備基金を活用し、町内福祉施設の整備改善に努めてほしい。思い出に残る成人式を開催してほしいとの意見がありました。次に、議案第45号、令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、保険事業勘定を6,409万5千円追加しています。支出の主なものは、介護保険事業運営基金積立金を4,306万5千円追加するもので、特に委員からの質疑はありませんでした。よって、議案第44号、第45号の2議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第44号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 44 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 45 号、令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 45 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 46 号、令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 46 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 47 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 47 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 請願第 2 号 沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第8、請願第2号、沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました請願第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに使用しないこと及び戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、日本政府が主体となって戦没者の遺骨を収集することの意見書を国に対し提出をすよう求めるものであります。協議において、委員からは、遺骨の収集は大切な問題、また、辺野古の問題と切り離して考えるべき。埋め立てに使用する土砂の調達先が、現時点では決まっておらず、政府の様子を見る必要があるのではなどの意見があり、採決の結果、請願第2号は、賛成多数で継続審査とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） 今の中島委員長の継続審議という事に対して、異論は全然ございません。同意だと思います。その中で、少し私の意見を述べさせていただいたというふうに思っております。この本土南部の土地と言いますのは、第2次大戦末期に本土の防衛のですね、1番の県民の方、あるいは日本軍の方がですね、最終の所で生き延びようとして戦った場所でございます。そういった所の土地の遺骨が眠る土砂をですね、別の所に移動すること自体、非常に問題が残ることだと私は思っております。5年前に施行されました戦没者遺骨収集推進法というのがございますが、この中では、遺骨収集は国の責務だというふうに書かれております。そういう事からすると、今現在多くの具志堅さんなりですね、多くのボランティアの団体の方がこの地に入って、遺骨収集をし、何とか遺族にですね、その遺骨を返したいということで頑張っておられるわけでございますが、国の責務としてやらないかん問題でございます。それを強く私は要望したいという事と、もう1つ今年になりまして菅総理の方から南部で採取する場合については、遺骨には十分配慮するよう業者に求めるというふうな事が書かれております。これは業者じゃないと思います。ということは今も委員長言われましたように、まだ土砂をですね、採取する場所については決めてないと。この範囲について集めたいということだけで、その中の特定の場所についてはまだ決めてないということでございますが、菅総理の話の中ではですね、受注した業者が決める問題だと。単にそういうふうな内容で言われておるものでございます。したがってこれについても、もっと国が主体性を持ってですね、きちっとしたどこで集めるんだというような事をしっかりと早く見解を述べるべきではないかと。あるメディアがですね、業者の方にインタビューをしております。そのインタビューしたのがユーチューブに載っておりますけれども、この問題のですね、結局その郷土、土地の遺骨が眠っておる上の部分についてはですね、採取しないんだと。下の所の

石灰の所を採取すると。終わった後は埋め戻しみたいな形ですね、発言を業者の方がされておりますので、そういったことも含めて、しっかりとその論議の場でこの辺りについても論議していただきたいという事をお願いをして意見に変えたいと思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西岡利昌） 討論を終わります。

採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって請願第2号は、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第9、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和3年9月17日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町玉谷556番地、氏名、日浦昭二、生年月日、昭和28年10月16日。提案理由、日浦昭二委員は、令和3年12月31日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。今回は再任をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって諮問第3号は、適任であると答申することに決定しました。

~~~~~

日程第10 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第10、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松崎浩司君。

○10番(松崎浩司) それでは、提案させていただきます。発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出について。砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和3年9月17日提出、砥部町議会議長西岡利昌様、提出者松崎浩司、賛成者日野恵司、同原田公夫。提案理由でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な影響を及ぼしており、地方財政は、来年度においても、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況にあります。国民生活への不安が続く中、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供するには、地方税財源の充実が不可欠であり、地方交付税など、一般財源総額の確保・充実を強く求める意見書を国及び政府に対して提出するものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議員派遣

○議長(西岡利昌) 日程第11、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。



お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、9日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、継続審議となりました決算認定を除き、議案をご議決いただきましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。これから、令和4年度予算の編成時期を迎えますが、健全財政を堅持しつつ、コロナ後を見据えた地域活性化に鋭意取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。先日、県内におけるまん延防止等重点措置が解除されましたが、県の警戒レベルは感染対策期が継続をされております。引き続き感染拡大への警戒とともに、ワクチン接種の円滑な推進に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、お身体にくれぐれもご自愛をいただき、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、令和3年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時3分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

## 決算特別委員会 委員名簿

令和3年9月10日

|    | 役 職     | 氏 名       |
|----|---------|-----------|
| 1  | 委 員 長   | 中 島 博 志   |
| 2  | 副 委 員 長 | 小 西 昌 博   |
| 3  | 委 員     | 高 橋 久 美   |
| 4  | 委 員     | 日 野 恵 司   |
| 5  | 委 員     | 木 下 敬 二 郎 |
| 6  | 委 員     | 原 田 公 夫   |
| 7  | 委 員     | 柿 本 正     |
| 8  | 委 員     | 東 勝 一     |
| 9  | 委 員     | 佐 々 木 公 博 |
| 10 | 委 員     | 佐 々 木 隆 雄 |
| 11 | 委 員     | 松 崎 浩 司   |
| 12 | 委 員     | 大 平 弘 子   |
| 13 | 委 員     | 西 岡 利 昌   |
| 14 | 委 員     | 山 口 元 之   |
| 15 | 委 員     | 平 岡 文 男   |